

独立行政法人農業者年金基金の
平成 29 年度に係る業務の実績に関する評価書

厚生労働省
農林水産省

様式 1-1-1 中期目標管理法 年度評価 評価の概要

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人農業者年金基金	
評価対象事業年度	年度評価	平成29年度（第3期）
	中期目標期間	平成25～29年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	農林水産大臣		
法人所管部局	経営局	担当課、責任者	経営政策課長 依田 学
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	広報評価課長 前田 剛志
主務大臣	厚生労働大臣		
法人所管部局	年金局	担当課、責任者	企業年金・個人年金課長 吉田 一生
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官室政策評価官 中村 裕一郎

3. 評価の実施に関する事項
<ul style="list-style-type: none"> 7月25日 独立行政法人農業者年金基金理事長等へのヒアリング及び有識者会議の開催

4. その他評価に関する重要事項
<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度の業務実績評価は、農林水産省及び厚生労働省それぞれの独立行政法人評価委員会において、評価を実施。 平成26年度以降の業務実績評価は、農林水産大臣及び厚生労働大臣による評価を実施。 平成25年度までの評価区分（3段階）と平成26年度以降の評価区分（5段階）は、評価基準の改定により変更している。

様式 1-1-2 中期目標管理法 年度評価 総合評定

1. 全体の評定						
評定 (S、A、B、C、D)	B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況				
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
		A	C	B	B	B
評価に至った理由	<p>項目別評定は、15項目中、Bが14項目、評価の対象外が1項目となっており、総合評定を引き下げる事象もないことから、農林水産省の評価基準に基づきB評定とした。</p> <p>※ 平成25年度の評価にあつては、農林水産省独立行政法人評価委員会及び厚生労働省独立行政法人評価委員会の評価結果であり、A評定が標準。平成26年度以降の評価にあつては、主務大臣の評価結果であり、B評定が標準。</p>					

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	項目別評定においては、個別の課題等はあるものの、業務及び組織全体としては、年度計画に従い概ね適切に業務が実施されていると評価する。
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	<p>Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>個人情報保護委員会から改善を求められた事項については、着実に改善し、情報セキュリティ対策の徹底に取り組む必要がある。</p>
その他改善事項	該当なし。
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	該当なし。

4. その他事項	
監事等からの意見	特になし。
その他特記事項	特になし。

様式 1-1-3 中期目標管理法 年度評価 項目別評価総括表

評価項目	評価年度					項目別 No	備考
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
1 農業者年金事業	A	B	B	B	B	第2-1	P4
2 年金資産の安全かつ効率的な運用	A	B	B	B	B	第2-2	P8
3 制度の普及推進及び情報提供の充実	A	C	B	B	B	第2-3	P11
II 業務運営の効率化に関する事項							
1 業務運営の効率化による経費の抑制等	A	B	B	B	B	第1-1	P18
2 業務運営の効率化	A	B	B	B	B	第1-2	P23
3 組織運営の合理化	A	B	B	B	B	第1-3	P26
4 委託業務の効率的・効果的实施	A	B	B	B	B	第1-4	P28
5 業務運営能力の向上等	A	B	B	B	B	第1-5	P31
6 内部統制の充実・強化	A	C	B	B	B	第1-6	P35
III 財務内容の改善に関する事項							
財務内容の改善に関する事項	A	B	B	B	B	第3	P42

評価項目	評価年度					項目別 No	備考
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
IV 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画							
予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	A	B	B	B	B	第4	P44
V 短期借入金の限度額							
短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	第5	P46
VI 長期借入金							
長期借入金	A	B	B	B	B		P47
VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項							
1 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）	A	B	B	B	B	第6-1	P49
2 積立金の処分に関する事項	A	B	B	B	B	第6-2	P51

※ 平成25年度の評価にあつては、農林水産省独立行政法人評価委員会及び厚生労働省独立行政法人評価委員会の評価結果であり、A評定が標準。平成26年度以降の評価にあつては、主務大臣の評価結果であり、B評定が標準。

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書 (I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-1	農業者年金事業		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0077

2. 主要な経年データ								
評価の対象となる指標	達成目標	基準値	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	参照情報
標準処理期間内処理割合	提出された申出書等の97%以上		98.35%	97.66%	98.19%	98.31%	97.55%	
申出書等の返戻率	10%未満	前期5カ年平均7.9%	7.7%	6.6%	8.2%	7.4%	8.7%	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置					
1 農業者年金事業	1 農業者年金事業	1 農業者年金事業				B	
(1) 年金給付業務の適切な執行等 被保険者資格の適正な管理等を行うとともに、支給漏れ等がないよう適切な年金給付を行う。	農業者年金事業の適切な実施を図るとともに、加入者に対するサービス向上の観点から以下の取組を実施する。 (1) 被保険者資格の適正な管理 適切な年金給付を行うため、農業者年金被保険者資格記録を国民年金の被保険者記録と整	(1) 被保険者資格の適正な管理 適切な農業者年金の給付を行うため、農業者年金被保険者資格記録と国民年金被保険者記録との整合を図るため両記録の突合を年2回(4月と10月)行います。また、5月と11	<主な定量的指標> <その他の指標> ・農業者年金被保険者資格記録と国民年金被保険者記録との突合の実施。 ・突合の結果を踏まえた適正な管理。 <評価の視点> ・突合を行ったか。	<主要な業務実績> 農業者年金被保険者資格記録と国民年金被保険者記録との整合性を図るため、5月及び11月に全ての農業者年金被保険者について、両記録の突合を実施した。 その結果を踏まえて、不整合となった被保険者(以下「不整合者」という。)に係る記録確認リストを該当する全ての業務受託機関へ送付し、必要な申出書等を遅滞なく提出するよう指導を依頼するとともに全ての当該不整合者に対して基金からも届出書等の提出を促すための通知を送付した。	<評定と根拠> 評定：b 被保険者資格記録の突合を実施し、必要な申出書等の提出を遅滞なく行うよう働きかけたことから、b評定とした。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である	評定：b <評定に至った理由> 左記のとおり、認められる。	

	<p>合させ、必要な申出書等の提出を遅滞なく行うよう働きかける。</p>	<p>月に業務受託機関に不整合記録の情報を提供し、被保険者等に対し必要な申出書等の提出を遅滞なく行うよう働きかけます。</p>	<p>・その結果、不整合となった被保険者等に対し、必要な申出書等の提出を遅滞なく行うよう働きかけているか。</p>	<p>平成29年度不整合者の状況</p> <table border="1" data-bbox="1210 184 1949 359"> <thead> <tr> <th rowspan="2">突合月</th> <th rowspan="2">突合対象者</th> <th colspan="2">不整合者数【不整合者の割合】</th> </tr> <tr> <th>当初</th> <th>6ヶ月経過後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5</td> <td>74,425人</td> <td>1,441人【1.94%】</td> <td>487人【0.65%】</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>73,752人</td> <td>1,244人【1.69%】</td> <td>444人【0.60%】</td> </tr> </tbody> </table> <p>不整合の多い国民年金付加保険料の納付届出の指導については、加入申込書に重要事項の説明を行ったことの確認欄を設けて業務受託機関による加入申込者への重要事項の説明を義務付け、新規加入の際に行っていた納付の手続きの指導に加えて、重要事項の説明の中でも納付届出の手続きが必要なことを説明している。</p>	突合月	突合対象者	不整合者数【不整合者の割合】		当初	6ヶ月経過後	5	74,425人	1,441人【1.94%】	487人【0.65%】	11	73,752人	1,244人【1.69%】	444人【0.60%】	<p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>																	
突合月	突合対象者	不整合者数【不整合者の割合】																																		
		当初	6ヶ月経過後																																	
5	74,425人	1,441人【1.94%】	487人【0.65%】																																	
11	73,752人	1,244人【1.69%】	444人【0.60%】																																	
	<p>(2) 年金裁定請求の勸奨 年金の受給漏れ防止のため、農業者年金の受給権が発生する者等に対し、文書による裁定請求の勸奨等を行い、必要な裁定請求書の提出を遅滞なく行うよう働きかける。</p>	<p>(2) 年金裁定請求の勸奨 農業者年金の受給権が発生する者等に対し、年金等の受給漏れとならないように、65歳の誕生日になる1ヶ月前に裁定請求の勸奨を文書で毎月行う等、速やかな裁定請求書の提出を働きかけます。</p>	<p><主な定量的指標> <その他の指標> 裁定請求の勸奨。 <評価の視点> 65歳の誕生日になる1ヶ月前に裁定請求の勸奨を文書で毎月実施しているか。</p>	<p><主要な業務実績> 年金等の受給漏れとならないよう、新制度又は旧制度に加入し、待期者となっている者について、65歳になる誕生日の1ヶ月前に、裁定請求の勸奨を文書で毎月行う等、速やかな裁定請求書の提出を働きかけた。</p> <p>65歳到達1ヶ月前勸奨文書送付実績 (単位：人)</p> <table border="1" data-bbox="1210 961 1949 1052"> <thead> <tr> <th>送付月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勸奨送付</td> <td>573</td> <td>440</td> <td>451</td> <td>523</td> <td>478</td> <td>519</td> <td>525</td> <td>492</td> <td>837</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1210 1094 1724 1184"> <thead> <tr> <th>送付月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>29年度計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勸奨送付</td> <td>665</td> <td>656</td> <td>536</td> <td>6,695</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、65歳を超えても裁定請求しない者(707人)に対しても勸奨文書を送付し、裁定請求書の提出を働きかけた。</p>	送付月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	勸奨送付	573	440	451	523	478	519	525	492	837	送付月	1月	2月	3月	29年度計	勸奨送付	665	656	536	6,695	<p><評定と根拠> 評定：b 速やかな裁定請求書の提出を働きかけたことから、b評定とした。</p> <p>(評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>評定：b <評定に至った理由> 左記のとおり、認められる。</p>
送付月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月																											
勸奨送付	573	440	451	523	478	519	525	492	837																											
送付月	1月	2月	3月	29年度計																																
勸奨送付	665	656	536	6,695																																
<p>(2) 手続の迅速化等 農業者年金の被保険者の資格に関する決定並びに年金給付及び死亡一時金に係る受給権の裁定等の事務を迅速に処理するため、各申出書等ごとに定めている標準処理期間内に処理を行う。また、その処理状況について、毎年度、定期的に公</p>	<p>(3) 申出書等の迅速な処理 ① 提出された申出書等については、迅速に処理を行い、その97%以上を標準処理期間内に処理することとし、その結果について、毎年度9月及び3月の2回公表する。</p>	<p>(3) 申出書等の迅速な処理 ① 提出された申出書等の97%以上を期間内で処理するため、基金に届いた申出書等の電算処理を迅速に行うとともに、申出書等の処理状況の調査を毎年2回(8月及び2月)行い、</p>	<p><主な定量的指標> 標準処理期間内処理割合。 <その他の指標> 申出書等の処理状況の調査結果の公表。 <評価の視点> 標準処理期間内処理割合が97%以上とな</p>	<p><主要な業務実績> 提出のあった申出書等に係る標準処理期間内の処理割合は、8月処理分が97.81%、2月処理分が97.35%で、調査2回の平均期間内処理割合は97.55%であった。 また、この結果を翌月(9月及び3月)にホームページで公表した。 期間内に処理できなかったものについては、該当農協同組合・農業委員会へ聴き取りを行った。主な原因としては、届出書等の記入漏れ等の整備に時間を要したこと、添付書類の準備及び記入内容の確認に時間を要したこと等があげられたことから、研修会等で添付資料や記載内容について、業務資料の記載例を用いて説明した。</p>	<p><評定と根拠> 評定：b 申出書等の処理状況の調査を行った結果、標準処理期間内の処理割合は、年度計画の目標97%以上となっており、この結果を公表するとともに、期間内に処理できなかったものについて、その原因を把握したことから、b評定とした。</p> <p>(評定区分) s：数値の達成度合が120%以上で顕著な成果がある a：数値の達成度合が120%以上</p>	<p>評定：b <評定に至った理由> 左記のとおり、認められる。</p>																														

表する。

その結果を翌月（9月及び3月）に公表します。
また、期間内に処理できなかったものについては、その原因を把握し、今後、期間内に処理できるように努めます。

っているか。
・処理状況の調査結果を計画どおり公表しているか。

処理月別標準処理期間内処理割合 (単位：件、%)

処理月	処理件数(a)	期間内処理(b)	b/a
29年8月	3,197	3,127	97.81
30年2月	4,192	4,081	97.35
計	7,389	7,208	97.55

b：数値の達成度が100%以上120%未満
c：数値の達成度が80%以上100%未満
d：数値の達成度が80%未満

(3) 加入申込手続に関する標準処理期間の短縮化
加入申込みや裁定請求等の標準処理期間については、平成26年度からの新たな農業者年金記録管理システムの運用開始に合わせ、加入申込みにあっては30日に、年金裁定請求にあっては60日になるよう見直しを行うとともに、標準処理期間内であっても各申出書等はできるだけ速やかに処理する。
また、引き続き、申出書等の返戻防止にも取り組む。

② 申出書等の標準処理期間については、平成26年度当初の農業者年金記録管理システムの運用開始に合わせ、加入申込みにあっては30日に、年金裁定請求にあっては60日とする見直しを行うとともに、標準処理期間内であっても各申出書等はできるだけ迅速な処理を行う。
③ 返戻防止の取組についても引き続き適切に実施し、常に利用者の立場に立ったサービスの向上を図る。
(参考：標準処理期間)
平成25年度
・加入申出書
60日以内

② 標準処理期間（加入申込みは30日、年金裁定請求は60日）に合わせ迅速な処理を行います。
③ 不備が判明した申出書等については、補正等が早急に行われるよう業務受託機関へ迅速な返戻等を行うとともに、適正な申出書等の提出が行われるよう指導し、申出書等の返戻率を10%（前期中期計画5ヶ年の

<主な定量的指標>
標準処理期間内処理割合。
申出書等の返戻率。
<その他の指標>
短縮された標準処理期間内の処理状況。
<評価の視点>
・短縮された標準処理期間内にどの程度処理ができているか。
・申出書等の返戻率が10%より下がっているか。

<主要な業務実績>
平成26年度に見直した申出書等の標準処理期間の短縮に合わせ前述のとおり100%に近いレベルでの期間内処理を行った。
返戻件数が減少するよう研修会等で指導を行い、29年度の返戻件数は、925件で返戻率8.7%となり、年度計画の返戻率10%以下を達成した。

申出書等の返戻状況 (単位：件、%)

年度	受付件数	返戻件数	返戻率
25年度	12,441	953	7.7
26年度	11,854	781	6.6
27年度	13,198	1,087	8.2
28年度	10,687	789	7.4
29年度	10,602	925	8.7
計	58,782	4,535	7.7

*前回の中期計画5カ年の平均=7.9%

<評定と根拠>
評定：b
標準処理期間内処理割合は100%に近いレベルにあり、返戻率は8.7%と年度計画の目標10%を下回ったことから、b評定とした。
(評定区分)
s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある
a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある
b：取組は十分である
c：取組はやや不十分であり、改善を要する
d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する

評定：b
<評定に至った理由>
左記のとおり、認められる。

	<ul style="list-style-type: none">・年金裁定請求書 90日以内 平成26年度以降(新システム運用開始後) <ul style="list-style-type: none">・加入申出書 30日以内・年金裁定請求書 60日以内	平均) より下げます。				
--	---	-------------	--	--	--	--

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書 (I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-2	年金資産の安全かつ効率的な運用		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0077

2. 主要な経年データ								
評価の対象となる指標	達成目標	基準値	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	参照情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	2 年金資産の安全かつ効率的な運用	2 年金資産の安全かつ効率的な運用	2 年金資産の安全かつ効率的な運用				B
	(1) 年金資産の運用については、受給開始時までの運用結果が新規裁定者の年金額に直接反映されるため、安全かつ効率的に行うとともに、基本となる年金資産の構成割合については、諸条件の変化に照らした妥当性の検証を、毎年度、1回以上行う。	(1) 年金資産の管理・運用については、法令の規定により定める年金給付等準備金運用の基本方針に基づき安全かつ効率的に行う。	(1) 年金資産の管理・運用については、法令の規定により定める「年金給付等準備金運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率的に行います。	<p><主な定量的指標></p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全かつ効率的な管理・運用。 ・運用状況及び運用結果の評価・分析。 ・年金資産の構成割合の検証と必要に応じた見直し。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金給付等準備金運用の基本方針に基づき、運用しているか。 ・資金運用委員会での運用状況及び運用結果の評価・分析等を行っているか。 ・資金運用委員会での年金資産の構成割合 	<p><主要な業務実績></p> <p>(1) 主務大臣の認可を得て定めた安全かつ効率的に年金資産の運用・管理を行うための「年金給付等準備金運用の基本方針」(以下「基本方針」という。)に基づき、年金資産を、①被保険者ポートフォリオ、②受給権者ポートフォリオ、③被保険者危険準備金ポートフォリオ、④受給権者危険準備金ポートフォリオに区分し、基本方針に定めた全ての遵守事項を遵守しつつ、以下のとおりの運用を行った。</p> <p>① 被保険者ポートフォリオ</p> <p>基本方針に基づき、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式及び短期資産による運用を行った。</p> <p>(平成30年3月末残高2,313億円(自家運用669億円、外部運用1,644億円))</p> <p>② 受給権者ポートフォリオ</p> <p>基本方針に基づき、国内債券及び短期資産による運用を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・29年3月に農水省へ届出を行ったうえで、マイナス利回り債券の購入による年金財政への悪影響を抑えるため、暫定的措置として短期資産の活用を継続。 ・これにより、マイナス利回りの債券を購入した場合と比べて、損失0.2億円を回避できたと考えられる。 ・年金財政へ寄与させるため、年度内に償還を迎える国内債券 	<p><評価と根拠></p> <p>評価：b</p> <p>① 年金給付等準備金運用の基本方針に基づき安全かつ効率的に運用を行った。</p> <p>② 資金運用委員会において、運用状況等の評価・分析等を行った。</p> <p>③ 資金運用委員会での年金資産構成割合について検証を行った。</p> <p>また、第四期中期計画開始にあたり、資産構成割合等の検討を行った。</p> <p>加えて、</p> <p>④ 29年度においては、28年度に引き続き、被保険者ポートフォリオ及び受給権者ポートフォリオのそれぞれについて、基本方針に抵触しない範囲で採り得る最善の損失回避対策を適確に講じ、その結果、各ポートフォリオ合わせて0.2億円程度の損失(基金による推計)を回避することができた。</p>	<p>評価：b</p> <p><評価に至った理由></p> <p>左記のとおり、認められる。</p>

(2) 外部の有識者等で構成された資金運用委員会において、運用状況及び運用結果の評価・分析等を行う。

(3) 年金資産の構成割合については、毎年度、資金運用委員会において検証を行うとともに、必要に応じて見直しを行う。

(2) 外部の有識者で構成された資金運用委員会において、運用状況及び運用結果の評価・分析等を行います。

(3) 最近の資産運用環境を踏まえ、資金運用委員会で年金資産の構成割合（政策アセットミックス）の検証を行い、必要に応じて見直しを行います。

(4) 「スチュワードシップ責任を果たすための方針」（平成26年9月制定）に基づくスチュワードシップ活動を実施し、実施状況をホーム

を検証し、必要に応じて見直しを行っているか。

を償還前に売却することについて、資金運用委員会及び経営管理会議の承認を経て、29年4月に売却。これにより、償還まで持ち切った場合と比べ、約100万円の利益を得た。

(30年3月末残高732億円（全額自家運用）)

③ 被保険者危険準備金ポートフォリオ
基本方針に基づき、短期資産による運用を行った。

(30年3月末残高87億円)

④ 受給権者危険準備金ポートフォリオ
基本方針に基づき、短期資産による運用を行った。

(30年3月末残高19億円)

(2) 外部の有識者で構成された資金運用委員会において、運用状況及び運用結果の評価分析等を行った。(6月19日)

(3) 資金運用委員会を開催し、最近の資産運用環境を踏まえ、年金給付等準備金運用の基本方針について検討・見直しを行った。

なお、30年度から適用する政策アセットミックスについては、下表のとおり。

○政策アセットミックスの変更ポイント

	短期資産	国内債権	国内株式	外国債券	外国株式
変更前	1%	70%	12%	5%	12%
変更後		71%	12%	5%	12%
乖離許容幅		±10%	±4%	±2%	±4%

- ・ また、マイナス金利環境下で国内債券の抱える問題を整理。
 - 国内債券の収益率の低下
 - 今後、金利上昇時の債券価格低下のリスク
- ・ その解決策として超長期債と短期資産を組み合わせるバーベル型運用を暫定的に行うことを検討。資金運用委員会及び経営管理会議に付議し、承認を経た。(30年4月より実施)

(4) 26年9月に策定した「スチュワードシップ責任を果たすための方針」に基づき、スチュワードシップ活動を実施し、28年7月から29年6月までの実施状況を11月14日にホームページで公表した。

また、29年5月29日に改訂された「日本版スチュワードシップ・コード」（改訂版コード）を受けて、基金の「スチュワードシップ責任を果たすための方針」を改定し、11月30日にホームペー

これらのことから、b 評定とした。

(評定区分)

- s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある
- a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある
- b : 取組は十分である
- c : 取組はやや不十分であり、改善を要する
- d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する

		ページで公表します。		ジで公表した。		
(2) 年金資産の運用に係るガバナンス強化の一環として、透明性の向上を図るため、外部運用を委託する運用受託機関名を公表するとともに、資金運用委員会の委員名簿、設置内規及び議事内容を公表する。	(4) 年金資産の構成割合、運用成績等については、四半期ごとにホームページで情報を公表するとともに、加入者に対して、毎年6月末日までにその前年度末現在で評価した個々の加入者に係る運用結果を通知する。	(5) 年金資産の構成割合、運用成績等については、6月、8月、11月及び2月までにホームページにおいて情報を公表します。 また、加入者に対し、6月末日までに平成28年度末現在で評価した個々の加入者に係る運用結果を通知します。	<p><主な定量的指標></p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 年金資産の構成割合、運用成績等の公表。 加入者に対する運用結果の通知。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 年金資産の構成割合、運用成績等について計画どおり公表しているか。 加入者に対し、計画どおり運用結果を通知しているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>平成28年度、29年度第1四半期、第2四半期、第3四半期の年金資産の構成割合、運用成績等について、それぞれ6月26日、8月10日、11月14日及び2月14日にホームページで公表した。</p> <p>また、全ての加入者及び待期者に対して、その者に係る28年度末現在の保険料納付額及びその運用収入等の額を6月26日付けで通知するとともに、通知の趣旨、内容等について、ホームページに掲載した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b</p> <p>年金資産の構成割合、運用成績等についてホームページで公表し、また、加入者に対して、運用結果を通知したことから、b評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b：取組は十分である</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>評定：b</p> <p><評定に至った理由></p> <p>左記のとおり、認められる。</p>
	(5) 年金資産の運用に係るガバナンス強化の一環として、透明性の向上を図るため、平成25年度から外部運用を委託する運用受託機関名を公表するとともに、資金運用委員会の委員名簿、設置内規及び議事内容を公表する。	(6) 年金資産の運用に係るガバナンス強化の一環として、透明性の向上を図るため、外部運用を委託する運用受託機関名を公表するとともに、資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容を公表します。	<p><主な定量的指標></p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 外部運用を委託する運用受託機関名の公表。 資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容の公表。 <p><評価の視点></p> <p>外部運用を委託する運用受託機関名を公表し、資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容を公表しているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> 外部運用を委託する運用受託機関名を平成28年度の運用成績等の公表に併せ、6月26日にホームページで公表した。 運用受託機関の選任に当たっての審査項目に「スチュワードシップ責任に係る取組」を追記したこと等に加え、委託契約及び選定プロセスの透明性の向上を図る観点から、運用受託機関等の選定基準・評価基準を改正し、30年1月に募集公告を行い、運用受託機関等を選定し、2月16日にホームページにおいて公表した。 資金運用委員会の委員名簿については、委員の変更があり、5月16日及び8月1日に最新の名簿を公表した。運営規程についても、最新の内容を公表している。(委員名簿は29年8月1日現在のもの、運営規程は27年4月1日制定時のものをホームページに掲載。) 資金運用委員会の議事内容について、次のとおりホームページで公表した。 <ul style="list-style-type: none"> ● 第1回(6月19日開催) ⇒ 7月19日公表 ● 第2回(8月29日開催) ⇒ 9月27日公表 ● 第3回(10月31日開催) ⇒ 11月27日公表 ● 第4回(11月27日開催) ⇒ 12月15日公表 ● 第5回(12月18日開催) ⇒ 1月24日公表 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b</p> <p>外部運用を委託する運用受託機関名を公表するとともに、資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容を公表したことから、b評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b：取組は十分である</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>評定：b</p> <p><評定に至った理由></p> <p>左記のとおり、認められる。</p>

様式 1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評価調書 (I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-3	制度の普及推進及び情報提供の充実		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0077

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終 年度値等	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
20歳から39歳の基幹的農業従事者に占める農業者年金の被保険者の割合 (H24はセンサスデータ、H25年度以降は利用可能な直近の統計調査を基に計算)	最終年度までに20% (各年度末被保険者割合)	(14.0%) [24年度末]	(16.9%)	(17.0%)	(18.5%)	(19.2%)	(19.8%)	予算額(千円)	218,567,910	211,405,639	209,952,143	196,841,514	191,710,410
	年度計画で定める増加すべきポイント		目標1.1ポイント	目標1.1ポイント	目標1.1ポイント	目標0.87ポイント	20%と28年度末の被保険者割合の差に相当するポイント	決算額(千円)	208,984,206	202,148,973	199,660,369	187,771,198	184,210,884
			実績2.9ポイント増加	実績0.1ポイント増加	実績1.5ポイント増加	実績0.7ポイント増加		経常費用(千円)	151,813,816	150,206,972	129,582,541	127,118,524	124,767,027
								経常利益(千円)	△1,030,091	403,458	1,382,948	△1,826,810	△136,426
								行政サービス実施コスト(千円)	123,473,873	117,857,653	111,665,747	105,555,359	99,262,939
								常勤職員数	75	75	74	74	74

③評価の参考となるデータ								
	(参考) データ把握方法等	前中期目標期間最終 年度値等	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
			加入推進特別研修会開催会場数	業務実績	43会場	48会場	49会場	48会場
	事例紹介	業務実績	11会場	25会場	30会場	39会場	45会場	46会場
	外部専門家	業務実績	2会場	5会場	19会場	20会場	30会場	33会場
研修効果の測定	研修会参加者アンケート			研修会初参加者の農業者年金の必要性の認識	同左	同左	同左	
				55%→83%	58%→84%	59%→85%	54%→83%	
制度の認知度	新規加入者アンケート	48%		51%	49%	49%	50%	

注) 財務情報及び人員に関する情報は、当基金の年金給付費等も含む業務全体の金額及び人員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	3 制度の普及推進及び情報提供の充実	3 制度の普及推進及び情報提供の充実	3 制度の普及推進及び情報提供の充実				B
	<p>(1) 農業者年金制度が、農業者の老後生活の安定と福祉の向上を図るとともに、農業者の確保を目的とする政策年金であるという性質を踏まえ、政策支援の対象となり得る若い農業者の加入の拡大に向けた目標を設定する。</p> <p>具体的には、20歳から39歳までの基幹的農業従事者のうち農業者年金の被保険者の割合を、現在の13%から平成29年度末までに20%まで拡大する。(20%は同年齢階層の基幹的農業従事者に占める認定農業者の割合である。)</p>	<p>(1) 加入推進目標の設定</p> <p>農業者年金制度が、農業者の老後生活の安定と福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資することを目的とする政策年金であることを踏まえ、20歳から39歳までの基幹的農業従事者に占める農業者年金の被保険者の割合を、中期目標期間中に現在の13%から20%に拡大することを加入推進の目標とする。</p> <p>加入推進の目標を着実に達成するため、毎年度、目標の達成状況を検証した上で、目標達成に向けて増加すべきポイント(%)を年度計画に明記し加入推進に取り組む。</p> <p>なお、基幹的農業従事者数については、2015年農林業センサスによる数値が明らかとなった</p>	<p>(1) 平成29年度に達成すべき加入推進目標の設定</p> <p>20歳から39歳の基幹的農業従事者に占める農業者年金の被保険者の割合を29年度末までに20%に拡大する目標の達成に向け、20%と28年度末の同割合の差に相当するポイント増加を目指します。そのため、都道府県別の目標を設定して下記の加入推進等に取り組めます。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>20歳から39歳の基幹的農業従事者に占める農業者年金の被保険者の割合。</p> <p><評価の視点></p> <p>・20歳から39歳の基幹的農業従事者に占める農業者年金の被保険者の割合が29年度末までに20%にまで増加しているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>29年度は、中期目標期間の最終年度であることから28事業年度評価における主務大臣の指摘事項を踏まえ、</p> <p>① 都道府県段階の受託機関に対して市町村段階における加入推進の進捗管理の徹底と助言・指導を要請</p> <p>② 全国農業会議所及びJA全中と連携し、農業委員会組織、JAグループそれぞれに対して、下半期の取り組みの一層の強化を図るための通知文を発出</p> <p>など、これまで以上の取組を行ってきた。</p> <p>29年度末の20歳から39歳の基幹的農業従事者に対する同年齢層の割合は、19.8%と推計され、29年度末に20%の目標を達成するために必要な29年度におけるポイント増加0.8に対して、実績は0.6となった。</p> <p>また、29年度末の被保険者割合20%の目標に対する達成度合いは99%となった。</p> <p>(参考)</p> <p>1 29年度における39歳以下の新規加入者数は、2,082人と28年度の1,974人を100人以上上回ったものの、30年3月末の被保険者数は前年度並みの14,233人となった。</p> <p>2 この結果、29年度末の被保険者割合は、19.8%(推計値)となったが、仮に、29年度の新規加入者数の増分がすべて被保険者数の増加につながったとして試算すると、被保険者割合は20%となり、目標を達成している。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b</p> <p>29年度末に被保険者割合20%の目標を達成するのに必要な29年度におけるポイント増加0.8に対して、実績は0.6で、達成度合いは75%となった。しかしながら、29年度末の被保険者割合20%の目標に対する達成度合いは99%で、29年度においては、これまで以上の取り組みを実施したことから、b評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s：数値の達成度合いが120%以上で顕著な成果がある</p> <p>a：数値の達成度合いが120%以上</p> <p>b：数値の達成度合いが100%以上120%未満</p> <p>c：数値の達成度合いが80%以上100%未満</p> <p>d：数値の達成度合いが80%未満</p>	<p>評定：b</p> <p><評定に至った理由></p> <p>29年度におけるポイント増加目標0.8に対して、実績は0.9であり、中期目標期間の加入推進目標20%を達成したことから、b評定とした。</p> <p>(参考)</p> <p>20歳から39歳の基幹的農業従事者数</p> <p>・・70,687人①</p> <p>20歳から39歳の被保険者数</p> <p>・・14,233人②</p> <p>②/①=20.1%</p>

	場合には、当該センサスの数値を用いることとする。					
(2) 加入推進活動の経済性・有効性を高める観点から、具体的な戦略プランを作成するなどにより、政策年金という性質を踏まえ、20歳から39歳までの認定農業者等に対する働きかけを重点化し、メリハリの効いた効率的・効果的な加入推進活動を実施するとともに、毎年度、その効果を検証する。	(2) 加入推進取組方針に基づく加入推進活動の実施 ① 上記(1)の目標達成に向け、業務受託機関が加入推進に取り組むに当たっての方針を策定し、政策支援への加入を始め、20歳から39歳までの認定農業者等に重点的に加入を勧めることを明確化する。 ② 都道府県段階の業務受託機関においては、新規就農者等が参加する会合において、政策支援等の制度の説明を行い、適切な働きかけを行う。	(2) 加入推進取組方針に基づく加入推進活動の実施 ① 上記(1)の加入推進目標の達成に向け、「平成29年度における農業者年金の加入推進取組方針」を作成し、政策支援への加入を始め、若い農業者に重点的に加入を勧めることを明確にします。 また、年度当初の業務受託機関の担当者会議等において、当該取組方針の徹底を図ります。 ② 都道府県段階の業務受託機関において、新規就農者や認定農業者等が集う機会等を活用し、政策支援の仕組み等制度内容についての説明、リーフレットの配布等を行い、適切な働きかけを行いま	<主な定量的指標> <その他の指標> ・加入推進取組方針の作成と徹底。 ・新規就農者等へのリーフレットの配布等。 <評価の視点> ・若い農業者を重点とする加入推進取組方針を作成し、その周知・徹底を図ったか。 ・都道府県段階の業務受託機関が新規就農者等にリーフレットの配布、説明等を行い働きかけをしたか。	<主要な業務実績> ① 新規就農者等若い農業者に重点的に加入を勧めることを明確にした「平成29年度における農業者年金の加入推進取組方針」を3月31日付けで業務受託機関あてに発出した。 また、年度当初の業務受託機関の担当者会議等において、当該取組方針について説明を行い、取組の徹底を図った。 ② 都道府県段階の業務受託機関において、新規就農者が集まる機会や新規就農者を含めた農業協同組合の青年部組織の会合及び就農フェア等の新規就農希望者が集まる機会や農業大学校でリーフレットの配布、説明等を行い、働きかけを行った。 また、税務相談会や認定農業者の集まる機会に制度紹介を行い、適切な働きかけを行った。 なお、農林水産省が設置・配信している青年新規就農者ネットワーク「一農ネット」、「農業担い手メールマガジン」及び「農業女子プロジェクトメールマガジン」で、青年新規就農者・認定農業者や女性農業者等に向けた農業者年金に関する情報発信を行った。	<評定と根拠> 評定：b ① 若い農業者を重点とする加入推進取組方針を作成し、その徹底を図った。 ② 新規就農者等に対し、制度説明等を行い加入の働きかけを行った。これらのことから、b評定とした。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	評定：b <評定に至った理由> 左記のとおり、認められる。

<p>③ これらの取組について、毎年度、効果的な加入推進を図る観点から新規加入者に係る営農類型等の基礎データの収集・分析を行い、その効果を検証する。</p>	<p>す。</p> <p>(3) 加入推進の取組の効果検証</p> <p>効果的な加入推進を図る観点から、新規加入者のアンケート調査、研修会参加者へのアンケート調査、業務受託機関の活動実績把握、加入推進の優良事例の調査等により、必要なデータ・情報の収集・分析を行い、加入推進の取組の効果を検証します。検証の結果を踏まえ、業務受託機関と協議しつつ、より効果的な取組となるよう必要な検討を行います。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査の実施。 ・優良事例の調査等による取組効果の検証。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査の実施等により、取組効果の検証等を行ったか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>① 新規加入者アンケートを実施し、保険料の負担等の加入推進上の課題、制度の認知度、制度を知っていて加入しなかった理由、加入の決め手等の把握を行った。</p> <p>② 研修会参加者へのアンケート調査結果や業務受託機関の実績報告及び優良事例調査等を分析し、戸別訪問と新規加入実績の関係等、取組の効果の検証を行った。</p> <p>また、これらをブロック会議等において業務受託機関へ説明し、効果的な加入推進活動の取組方針につき業務受託機関と協議するとともに、ホームページに優良事例等加入推進に活用できるデータを掲載した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b</p> <p>① 各種アンケート調査を行い、その結果分析を加入推進の取組に活用している。</p> <p>② 受託機関の活動実績や優良事例調査分析等の検証を行い、それをもとに受託機関と協議した。</p> <p>これらのことから、b評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b：取組は十分である</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>評定：b</p> <p><評定に至った理由></p> <p>左記のとおり、認められる。</p>
<p>(3) 加入推進活動のリーダーの育成及び制度内容の理解の増進</p> <p>地域における加入推進活動のリーダーとなる農業委員や女性農業委員、農業委員会事務局及び農業協同組合の担当者等を対象とする研修会を開催し、政策支援等の制度の内容について理解の増進を図る。</p>	<p>(4) 加入推進活動のリーダーの育成及び制度内容の理解の増進</p> <p>① 地域における加入推進活動のリーダーとなる農業委員（加入推進部長）や女性農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局及び農業協同組合の役員、認定農業者組織の役員</p>	<p><主な定量的指標></p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入推進部長等研修会の開催と制度理解の増進。 ・研修用テキストの見直し。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入推進部長等研修会を開催し、理解の増進につなげているか。 ・研修用テキストを効果的に見直し、活用 	<p><主要な業務実績></p> <p>① 都道府県段階の受託機関と基金の共催で、全国48会場で加入推進部長等を対象にした研修会を開催した。同研修会では、基金の役員による制度の説明に加えて、より効果的な研修となるよう、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農家自身の取組による加入推進事例の紹介（45→46会場） ・ ファイナンシャルプランナーや社会保険労務士等の外部専門家による他の年金制度との比較（30→33会場） <p>を行う会場を前年度よりも増やし、更なる制度の理解の増進と加入推進活動の活発化を図るため研修会の充実を行った。</p> <p>これらの研修の結果、農業者にとって農業者年金が必要であると認識する割合が、研修会初参加者（参加者の41%）では、参加前の54%から、参加後は83%へ増加した（参加者全体では69%から86%へ増加）。</p> <p>研修会参加者アンケート結果を業務受託機関にフィードバックして、より効果的な研修会とするための協議に活用し、協議結果を翌年度の研修会の持ち方に反映した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b</p> <p>① 外部専門家の活用、加入推進事例の紹介を行う会場を増やすなど効果的な研修会となるよう工夫しつつ、全国各地で研修会を開催した。</p> <p>② 研修用テキストについて、加入推進の参考となる事例について情報収集して掲載するとともに、理解度テストを追加した。また、全国的に影響ある農業者の発言も新たに掲載し、研修会で活用した。</p> <p>これらのことから、b評定とした。</p>	<p>評定：b</p> <p><評定に至った理由></p> <p>左記のとおり、認められる。</p>

		<p>等を対象とする加入推進研修会を開催し、政策支援等の制度の内容についての理解の増進を図るとともに、意見交換等を通じ加入推進活動の活発化を図ります。</p> <p>② 農業者年金制度の仕組みの解説、効果的な加入推進活動の事例等を掲載した研修用テキストの見直しを行い、①の加入推進研修会等において活用します。</p>	<p>しているか。</p> <p>② 加入推進部長等を対象とする研修会で活用する研修用テキストについては、女性農業者とサラリーマンの夫が亡くなった妻との年金比較、加入推進の現場で質問の多い加入後に農業法人化した場合の年金支給について追加した。</p> <p>さらに、研修会参加者が自分の誤った箇所の特定とその認識・理解の是正を行えるよう、農業者年金の必要性についての理解度テストを追加した。</p> <p>③ 全国的な影響力のある農業者リーダーの方々を広域推進協力員として委嘱し、農業者年金の必要性の広報・PRへの協力を得た。同リーダーの農業者年金の必要性についての発言を研修会用テキストに掲載し、活用した。</p>	<p>(評定区分)</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b : 取組は十分である</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>		
<p>(3) 加入推進活動の実施に当たっては、活動の活発でない地域に対し、市町村及び農業協同組合の担当者や農業委員等に対する研修会等の制度の普及推進活動を重点的に実施すること等により、都道府県間の活動格差の縮小を図る。</p>	<p>(4) 特別重点都道府県における特別活動の実施</p> <p>都道府県間の加入推進活動の格差縮小に向け、前年度の加入推進目標の達成状況が一定水準以下の都道府県を特別重点都道府県として指定し、当該都道府県の特別重点市町村等において、巡回意見交換会等の特別活動を実施するとともに、その効果について検証する。</p>	<p>(5) 特別重点都道府県等における特別活動の実施</p> <p>加入推進の目標に対する都道府県間の達成状況の格差の縮小に向け、平成28年度の目標達成状況が一定水準以下の都道府県を重点都道府県として指定し、当該都道府県の重点市町村等における関係者との巡回意見交換会、講師の派遣等の特</p>	<p><主な定量的指標></p> <p><その他の指標></p> <p>加入推進活動の都道府県間格差の縮小。</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・格差縮小に向け、特別活動を実施したか。 ・その効果を検証したか。 ・重点都道府県の新規加入実績の前年度比が他の地域の平均以上となっているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>都道府県間の取組の格差の縮小に向けた取組をより効果的に行うため、平成26年度から、中期計画策定時の「特別重点都道府県」を「重点都道府県」として指定した上で、その中で特に実績の低調な都道府県を「特別重点都道府県」として指定し、より強化した格差縮小の取組を行っている。</p> <p>29年度は、重点都道府県として17県を指定し、役員等を派遣して、従来、特別活動と呼称してきた市町村・JA巡回意見交換会を85市町村・JAを対象に実施し、加入推進の取組の強化に向けた働きかけを行った。</p> <p>さらに特別重点都道府県として、2県を指定し、市町村・JA巡回意見交換会に加えて、基金の役員と該当業務受託機関及び関係機関による協議により、課題の共有と取組の強化に向けた特別活動計画の共同策定を行うとともに、同特別活動計画の実施状況の把握と実施状況に応じた委託費の追加配分を行い、推進強化を図った。</p> <p>これらの取組の結果、20歳から39歳の新規加入者数の対前年度比は、これらの地域以外では、1.02倍であったのに対し、重点都県及び特別重点県では1.24倍となった。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：a</p> <p>計画どおり格差縮小に向けた取組を実施していること及び重点都県の新規加入者数の前年度比がその他の地域の平均の122%となり、目標達成状況の向上により8県が次年度の重点都県から外れるなど、格差縮小の成果も伴っていることから、目標を上回る一定の成果があったものと判断し、a評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b : 取組は十分である</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を</p>	<p>評定：a</p> <p><評定に至った理由></p> <p>左記のとおり、認められる。</p>

別活動を実施するとともに、重点都道府県の中で目標達成状況がさらに低調な都道府県を特別重点都道府県として指定し、他の重点都道府県よりも強化した特別活動を実施します。こうした取組により、重点都道府県の新規加入実績の前年度比を他の地域の平均以上とすることを目指します。

また、重点都府県17都府県のうち8県が、加入推進目標達成状況の向上により30年度の重点都府県からはずれることとなった。

20歳から39歳の新規加入者数の対前年度比

重点都府県	重点以外の都府県	全国
124% (17県)	102%	105%

要する
d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する

(4) 国民の理解が得られるよう、情報へのアクセスの容易化、分かりやすい説明等に努めるとともに、加入者等に対しては、制度運営の状況等の情報をリーフレット、ホームページ等で定期的・迅速に提供する。

(5) ホームページ等による情報の提供
① 農業者の方々に制度の仕組み・特質を周知するため、農業者や業務受託機関等の関係者の意見等を踏まえ、普及推進のためのリーフレット等を見直し、新規加入の状況等必要とされる情報をホームページ等で分かりやすく発信する。

(6) ホームページ等による制度の内容、情報の提供
① 農業者の方々に制度の仕組み・特質等を周知するため、関係者の意見等を踏まえ、制度全体のポイントを簡潔に説明したパンフレットや政策支援の対象となる若い農業者、女性農業者、家族経営協定締結者等に特化したリーフレットを作成するとともに、新規加入の状況、青年リーダーの声、加入者・受給者の

<主な定量的指標>

<その他の指標>

- ・対象者別のリーフレットの作成・提供、新規加入状況等の必要な情報のホームページでの発信。
- ・リーフレット、活動事例のホームページを通じた提供。
- ・待期者及び受給権者への適切な手続きに係る情報の提供。

<評価の視点>

- ・リーフレットの作成提供、ホームページでの情報発信を行ったか。
- ・適切な手続きに係る情報の提供を行ったか。

<主要な業務実績>

- ① 現場のニーズを踏まえて、制度全体のポイントを簡潔に説明したものに、女性農業者向け（夫婦での加入の重要性等を説明したもの）、青年農業者向け（政策支援内容を説明したもの）、40歳超の農業者向け（保険料が全額社会保険料控除の対象となることを説明したもの）のリーフレットを作成し、業務受託機関に提供するとともにホームページで情報発信した。また、新規加入の状況、現況届の提出に係る情報等必要となる情報をホームページで発信した。さらに、スマホでも制度紹介動画や年金試算、新規加入者の声の紹介も含めてホームページが見られるように対応を行っている。

<評定と根拠>

評定：b
農業者や業務受託機関に向けて、各種リーフレットを作成・提供し、必要とされる情報についてホームページでの発信・提供を行ったこと、待期者及び受給権者に対し、適切な手続きに係る情報の提供を行ったことから、b評定とした。

(評定区分)

- s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある
- a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある
- b：取組は十分である
- c：取組はやや不十分であり、改善を要する
- d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する

評定：b
<評定に至った理由>
左記のとおり、認められる。

	<p>② 業務受託機関には、加入推進のためのリーフレットや加入推進活動の優良事例、制度のポイントをまとめた資料等をホームページ等を活用して提供する。</p>	<p>声等必要となる情報をホームページで発信します。</p> <p>② また、業務受託機関における効果的な加入推進活動を促進するため、①のパンフレット・リーフレットの他、効果的な加入推進事例の情報、加入推進名簿の作成・活用の仕方、市町村段階で取り組むべき加入推進活動を分かりやすく伝える動画等をホームページでのダウンロード等により随時提供します。</p> <p>③ 平成27年度に会計検査院から受けた指摘を踏まえて適切な経営移譲年金の支給を確保するため、待期者及び受給権者に対し、わかりやすいパンフレットの提供、現況届・支給停止事由該当届提出等の適切な手続きに係る情報の提供を行います。</p>	<p>② 業務受託機関の効果的な取組の参考となるよう、加入推進の優良取組事例や広報事例・素材等について情報収集し、上述のリーフレットとともに、加入推進名簿の作成・活用の仕方、市町村段階で取り組むべき加入推進活動を分かりやすく伝える動画を業務受託機関が随時ダウンロードして活用している。</p> <p>③ 年金制度、特に受給後の現況届や支給停止について受給者の理解が深まるようにパンフレットを作成し、62歳時の事前説明会等で説明し配布するとともに基金ホームページに掲載した。</p> <p>また、受給権者に対しては、支給停止事由に該当した場合に遅滞なく支給停止事由該当届を提出しなければならないこと等を明記した現況届を、当該内容を明記した文書を同封して送付した。</p>		
--	--	---	--	--	--

様式 1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評価調書 (Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-1	業務運営の効率化による経費の抑制等		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0077

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終 年度値等	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費削減率	毎年度平均で少なくとも対前年度比△3%		△3.1%(24年度予算と25年度予算の比較) △9.5%(24年度予算と25年度実績の比較)	△3.3%(25年度予算と26年度予算の比較) △19.6%(25年度予算と26年度実績の比較)	△3.0%(26年度予算と27年度予算の比較) △16.0%(26年度予算と27年度実績の比較)	△3%(27年度予算と28年度予算の比較) △3.1%(27年度予算と28年度実績の比較)	△3.0%(28年度予算と29年度予算の比較) △3.9%(28年度予算と29年度実績の比較)	5カ年平均 △3.1% △10.4%
事業費削減率	毎年度平均で少なくとも対前年度比△1%		△6.1%(24年度予算と25年度予算の比較) △8.8%(24年度予算と25年度実績の比較)	△1.3%(25年度予算と26年度予算の比較) △1.8%(25年度予算と26年度実績の比較)	△1.0%(26年度予算と27年度予算の比較) △3.2%(26年度予算と27年度実績の比較)	△1.0%(27年度予算と28年度予算の比較) △1.1%(27年度予算と28年度実績の比較)	△4.7%(28年度予算と29年度予算の比較) △0.9%(28年度予算と29年度実績の比較)	△2.8% △3.2%
ラスパイレス指数	100以下		97.3	98.5	99.5	98.5	98.9	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
第2 業務運営の効率化に関する事項	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置					
1 運営経費の抑制等	1 業務運営の効率化による経費の抑制等	1 業務運営の効率化による経費の抑制等				B	
(1) 業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費(人件費を除く。)につ	(1) 一般管理費及び事業費の抑制 業務の見直し及び効率化を進め、一	(1) 一般管理費及び事業費の抑制 業務の見直し及び効率化を進め、一般管理	<主な定量的指標> 一般管理費削減率。 <その他の指標>	<主要な業務実績> 一般管理費(人件費を除く。)の予算については、少なくとも対前年度比3%削減する計画を踏まえ、業務の見直し及び効率化を進め、当初予算比で3%減とした。	<評価と根拠> 評価：b 「中期目標期間中に少なくとも平均で対前年度比3%削減すると中期目	評価：b <評価に至った理由> 左記のとおり、認められる。	

いては、中期目標の期間中に毎年度平均で少なくとも対前年度比で3%の抑制、事業費（業務委託費）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制をすることを目標に、削減する。

般管理費（人件費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比で3%の抑制、事業費（業務委託費）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制をすることを目標に、削減する。
このため、加入者等に対するサービスの水準の維持に配慮しつつ、コスト意識の徹底、計画的な物資の調達等をう。

費（人件費を除く。）については、マイナンバー（社会保障・税番号）制度に係るシステム開発、年金記録管理システムの更新及び情報セキュリティ対策に伴う経費を除き、今期中期計画期間中に少なくとも平均で対前年度比3%削減すると中期目標で定められた水準を達成するよう29年度の一般管理費を管理します。
また、事業費（業務委託費）については、今期中期計画期間中に少なくとも平均で対前年度比1%削減すると中期目標で定められた水準を達成するよう29年度の事業費を管理します。
このため、加入者等に対するサービスの水準の維持に配慮しつつ、コスト意識の徹底、計画的な物資の調達等を行います。

<評価の視点>
・業務の適正な執行を確保しつつ、削減率の目標を達成しているか。
・削減実績が大きい場合、それは、業務見直しや効率化によるものであるか。

なお、執行実績については、マイナンバー（社会保障・税番号）制度に係るシステム開発、年金記録管理システムの更新及び情報セキュリティ対策に伴う経費を除き、28年度予算に対し3.9%削減となっている。

(単位：千円、%)

	28年度予算	29年度予算	削減率	29年度実績	削減率
一般管理費	618,187	599,641	△3.0	594,333	△3.9

※29年度実績については、マイナンバー制度に係るシステム開発経費197,640千円、年金記録管理システムの更新経費387,180千円、情報セキュリティ対策に伴う経費60,219千円を除く

標で定められた水準を達成するよう平成29年度の一般管理費を管理する」という計画に対して、29年度の一般管理費予算の削減率は3.0%となったことから、b 評定とした。

(評定区分)

- s : 数値の達成度合が120%以上で顕著な成果がある
- a : 数値の達成度合が120%以上
- b : 数値の達成度合が100%以上120%未満
- c : 数値の達成度合が80%以上100%未満
- d : 数値の達成度合が80%未満

人件費（退職手当及び福利厚

(2) 人件費の削減等
人件費（退職手

(2) 人件費の削減等
人件費（退職手当及

<主な定量的指標>

<主要な業務実績>
人件費の削減については、国家公務員の給与制度の総合的な見直しを踏

<評定と根拠>
評定：b

評定：b

<p>生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、政府における総人件費削減の取組を踏まえつつ、適切に対応する。</p>	<p>当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、政府における総人件費削減の取組を踏まえつつ、適切に対応する。</p>	<p>び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、政府における総人件費削減の取組を踏まえつつ、適切に対応します。</p>	<p><その他の指標> 政府における総人件費削減。 <評価の視点> 政府における総人件費削減の取組を踏まえたものとなっているか。</p>	<p>まえ、55歳を超える職員の昇給抑制等の取組を引き続き行い、適切に対応した。</p>	<p>国に準じて人件費の削減が行われたことから、b 評価とした。</p> <p>(評価区分) s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><評価に至った理由> 左記のとおり、認められる。</p>
<p>(2) 給与水準については、対国家公務員地域・学歴別指数(地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数)が、中期目標期間において、毎年度、100を上回るよう措置する。 また、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や取組状況についてホームページで公表する。</p>	<p>(3) 給与水準の適正化 職員の給与水準の適正化を図るため、国家公務員の給与改定等の状況を踏まえ、給与規程の見直しを行うなど、対国家公務員地域・学歴別指数(地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数)について、中期目標期間において、毎年度、100を上回るよう措置する。 また、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や取組状況についてホームページで公表する。</p>	<p>(3) 給与水準の適正化 給与水準の適正化の観点から、国家公務員の給与改定等の状況を踏まえ、必要に応じて給与規程の見直しを行うなど、平成29年度の対国家公務員地域・学歴別指数(地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数)について100を上回らないものとします。 また、給与水準の適正化の取組の進捗状況等について、ホームページで公表します。</p>	<p><主な定量的指標> ラスパイレス指数。 <その他の指標> <評価の視点> ・ラスパイレス指数が100を上回っていないか。 ・国家公務員の給与改定等の状況を踏まえたものとなっているか。</p>	<p><主要な業務実績> 給与水準の適正化については、国家公務員の給与制度の総合的な見直しを踏まえ、55歳を超える職員の昇給抑制等の取組を引き続き行い、適切に対応した。 上記及びこれまでの取組を進めた結果、平成29年度の対国家公務員地域・学歴別指数(地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数)は100を上回っており、目標を達成した。 (参考) 対国家公務員地域・学歴別指数 29年度 98.9 28年度 98.5 なお、給与水準の適正化の取組の進捗状況等については、30年6月末にホームページで公表する。</p>	<p><評価と根拠> 評価 : b 29年度の対国家公務員地域・学歴別指数(地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数)が99.6(※見込み)となり100を下回ったこと、また、給与水準の適正化の取組の進捗状況等について、30年6月末にホームページで公表することから、b 評価とした。</p> <p>(評価区分) s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>評価 : b <評価に至った理由> 左記のとおり、認められる。</p>
<p>(3) 契約の適正化の推進 「独立行政法人における調達等合理化の取組の</p>	<p>(4) 契約の適正化の推進 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進に</p>	<p>(4) 契約の適正化の推進 契約については、原則として一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募をいい、</p>	<p><主な定量的指標> <その他の指標> 一般競争入札等の実施。</p>	<p><主要な業務実績> 契約については、会計規程及び会計規程実施細則において、契約方式、契約事務手続、契約の公表、契約審査委員会等に関し、国の基準に準じて規定し、原則として一般競争入札等によるものとするほか、次によりその適正化の推進を行った。</p>	<p><評価と根拠> 評価 : b 契約については、やむを得ず随意契約等を行った場合を除き、全て一般競争入札等によるものとするほか、一者</p>	<p>評価 : b <評価に至った理由> 左記のとおり、認められる。</p>

推進について」
(平成27年5月25日総務大臣決定)を踏まえ、契約については、原則として一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。)によるものとし、一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。また、一者応札・応募となった契約については、一者応札・応募の改善方策が適正か検証する。また、一般競争入札等に付すことが適当でないと認められる場合等の例外的な場合は、次の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。
① 基金が策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その改善状況をフォローアップし、毎年公表する。

ついて」(平成27年5月25日総務大臣決定)を踏まえ、契約については、原則として一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。)によるものとし、一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。また、一者応札・応募となった契約については、一者応札・応募の改善方策が適正か検証する。
また、一般競争入札等に付すことが適当でないと認められる場合等の例外的な場合は、次の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。
① 基金が策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その改善状況をフォローアップし、毎年公表する。

競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。)によるものとし、次にその適正化を推進します。
① 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施します。
② 一者応札・応募となった契約については、一者応札・応募の改善方策が適正か検証します。
③ 契約審査委員会において、契約の適切性を審査します。
また、監事監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けます。
④ 一般競争入札等に付すことが適当でないと認められる場合等の例外的な場合は、次の取組により、随意契約の適正化を推進します。
ア 基金が策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その改善状況をフォローアップし、公表します。

<評価の視点>

契約について、原則として一般競争入札によるものとするほか、適正化を推進しているか。

- ① 企画競争、公募及び政府調達案件については、競争性、透明性の確保の観点から、その内容を事前に契約審査委員会において検討を行った上で、契約を締結した。
- ② 一者応札・応募となった契約については、基金が策定した「一者応札・一者応募の改善方策について」(平成21年8月21日付)に沿って公告期間や業務準備期間の確保等の改善を行った。また、契約監視委員会においても改善方策が適正か検証され、指摘事項はなかった。
- ③ 契約審査委員会を11回実施し、延べ32案件の入札・契約の適正性の審査を行った。また、監事監査においては、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(27年5月25日付総務大臣決定)を踏まえ、「調達等合理化計画」の達成状況、契約監視委員会での審議内容等について十分なチェックが行われ、真にやむを得ない随意契約以外はいずれも競争性のある契約となっている等適正に実施されていると認められ、指摘事項はなかった。
- ④ 次のとおり、随意契約の適正化の推進に取り組んだ。
ア) 「調達等合理化計画」の取組状況についてはフォローアップし、ホームページにおいて毎年度公表を行った。
なお、29年度における競争性のない随意契約は、9件となり「調達等合理化計画」で掲げる目標(9件以下)を達成した。
イ) 独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について(27年5月25日付総務大臣決定)に基づき、29年度調達合理化計画(案)については、29年5月26日に開催した第9回契約監視委員会において、29年度調達合理化計画の自己評価(案)については、30年5月21日に開催した第10回契約監視委員会において、それぞれ審議を受けたが指摘事項はなかった。また、審議概要をホームページで公表した。

応札・応募となった契約について改善方策を立案し、その検証を行うとともに、随意契約の適正化の推進にも取り組むなど、その適正化を推進したことから、b評価とした。

(評定区分)

- s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある
- a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある
- b : 取組は十分である
- c : 取組はやや不十分であり、改善を要する
- d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する

<p>もに、その改善状況をフォローアップし、毎年公表する。</p> <p>② 監事及び外部有識者により構成する契約監視委員会において、計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、契約の点検及び見直しを行い、その審議概要を公表する。</p>	<p>② 監事及び外部有識者により構成する契約監視委員会において、計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、契約の点検及び見直しを行い、その審議概要を公表する。</p>	<p>イ 監事及び外部有識者により構成する契約監視委員会において、計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、契約の点検及び見直しを行い、その審議概要を公表します。</p>				
---	---	--	--	--	--	--

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書 (Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-2	業務運営の効率化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0077

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終 年度値等	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
新システムのアクセス 件数	対前年度増加		984千件	1,478千件	1,621千件	1,550千件	1,385千件	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
2 業務運営の効率化	2 業務運営の効率化	2 業務運営の効率化				B	
事務書類の簡素化、 電子情報提供システム の利用の促進等により、 業務運営を迅速化・ 効率化する。	(1) 事務書類の簡素化 適正かつ効率的・ 効果的な審査を確保し つつ、関係者の負担を 軽減するため、事務書 類の簡素化を図る。	(1) 事務書類の簡素化 適正かつ効率的・効 果的な審査を確保し つつ、関係者の負担を 軽減するため、加入者 や業務受託機関から の要望や前年度の検 証結果を踏まえ、事務 書類について必要に 応じて見直します。	<主な定量的指標> <その他の指標> 事務書類の簡素化。 <評価の視点> 事務書類について、計 画どおり検証をしたか。	<主要な業務実績> ① 事務書類の検証・見直し 事務書類の様式等に関して、アンケート調査で聴取した意見・要望 や考査指導、業務用手引き改善検討会での意見・要望への対応を検討 ・分類し、当該意見要望を踏まえて見直しが適切かつ可能と考えられ たものについて、29年度に見直した。 ② 業務手引きの電子化等 業務受託機関の担当者から改善協力員を委嘱し、同協力員の協力を得 ながら、業務受託機関向けの新たな業務手引きを取りまとめ、29年4 月に全受託機関に配布した。 この業務手引きを電子化して基金ホームページに掲載し、ダウンロード できるようにしている。なお、修正等意見を受け付けて定期的に更 新・見直しを行うためのフォローアップ体制を整備し、30年3月に一 部修正して、ホームページに掲載した。	<評定と根拠> 評定：b 計画どおり事務書類について検証 し、必要に応じて見直した。 なお、業務受託機関の事務軽減等 のための業務の手引きの取りまとめは、 法令・関係通知・制度解説等業務運営 に必要な資料としての集約化を行い、 研修資料等として活用するとともに、 ホームページへ掲載し、ダウンロード できるよう電子ファイル化すること により利便性の向上等、業務受託機関 の負担軽減及び理解度向上に資する 取組であると考えられることから、業 務運営の効率化に関する本項目を全 体としてb評定とした。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目 標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標	評定：b <評定に至った理由> 左記のとおり、認められる。	

				を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する																					
(2) 電子情報提供システムの利用促進等 業務受託機関において、被保険者情報や申出書等の処理状況の把握等ができる電子情報提供システムの利用の促進(アクセス件数の増加)等により事務処理の迅速化・効率化を図る。	(2) 農業者年金記録管理システムの利用促進等 業務受託機関における事務処理の迅速化・効率化を図るため、農業者年金記録管理システムの利用を促進する。このため、年度始めに基金と業務受託機関との間で「利用促進取組方針」を定めるほか、都道府県主催のシステム操作研修会で利用上のメリットを説明するなどして、アクセス件数が現行システムに移行してからの過去3年間の平均を上回るようにします。	<p><主な定量的指標> アクセス件数。</p> <p><その他の指標></p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセス件数が、前年度を上回っているか。 ・新システムの利用促進に取り組んでいるか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>平成29年4月18日付けで「農業者年金記録管理システム普及拡大取組方針」を決定し、全業務受託機関でのシステム利用を目標に基金、各都道府県段階、各市町村段階の業務受託機関が取り組むこととした。</p> <p>また、基金主催の会議や業務受託機関が開催した農業者年金業務担当者等の研修会へ基金職員を派遣(年間14カ所)して、農業者年金記録管理システムの利用方法等の説明会を実施し、各都道府県段階の業務受託機関担当者の理解及び各市町村段階の業務受託機関への利用促進に努めるとともに、受託機関等の要望等を踏まえたシステム改修を継続的に行った。</p> <p>また、システムの処理状況確認機能を活用し、事務処理遅延の防止を徹底することとし、システム未利用の受託機関に利用申込書の提出を求めつつ、利用困難とする要因を把握する等の通知を发出了。システム利用の受託機関数は、通知発出後、15機関増加し、29年度は29機関の増となっており、システムを利用した届出書等の作成割合は、29年度は農業協同組合32.11%(対前年度比1.79%増加)、農業委員会26.14%(対前年度比0.26%増加)となっている。なお、受託機関のシステムを利用した届出書等の割合の推移は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> <th>対前年比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アクセス件数</td> <td>1,549,732件</td> <td>1,385,090件</td> <td>89.4%</td> </tr> <tr> <td>受給権者数</td> <td>403,162人</td> <td>380,409人</td> <td>94.4%</td> </tr> <tr> <td>被保険者数</td> <td>47,615人</td> <td>47,208人</td> <td>99.1%</td> </tr> <tr> <td>申出書等処理件数</td> <td>128,370件</td> <td>120,355件</td> <td>93.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※現行システムに移行してからの過去3年間の平均 1,549,406件((1,477,792+1,620,693+1,549,732)/3年)</p>		28年度	29年度	対前年比	アクセス件数	1,549,732件	1,385,090件	89.4%	受給権者数	403,162人	380,409人	94.4%	被保険者数	47,615人	47,208人	99.1%	申出書等処理件数	128,370件	120,355件	93.7%	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b</p> <p>システム利用の受託機関数及びシステムを利用した届出書等の割合が増加し、システムの利用促進に取り組んだ。</p> <p>更に、市町村段階の受託機関に対して通知発出等によりシステム利用を徹底する対応策を進めることとし、その効果の一端がうかがわれる。</p> <p>また、29年度のアクセス数は、現行システムに移行後3年間の平均を下回ったが、農業者年金記録管理システムの利用促進に取り組んだことから、b評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s：数値の達成度が120%以上で顕著な成果がある</p> <p>a：数値の達成度が120%以上</p> <p>b：数値の達成度が100%以上120%未満</p> <p>c：数値の達成度が80%以上100%未満</p> <p>d：数値の達成度が80%未満</p>	<p>評定：b</p> <p><評定に至った理由></p> <p>受給権者数等が減少する中、新システムのアクセス件数は目標の過去3か年平均を下回ったが、基金においてはシステムの利用方法等の説明会の実施等、新システムの利用促進に努めており、システム利用の受託機関数は、28年度と比較して29機関増加し、システムを利用した届出書等の作成割合も増加していることから、b評価とする。</p>
	28年度	29年度	対前年比																						
アクセス件数	1,549,732件	1,385,090件	89.4%																						
受給権者数	403,162人	380,409人	94.4%																						
被保険者数	47,615人	47,208人	99.1%																						
申出書等処理件数	128,370件	120,355件	93.7%																						

<p>また、現在開発中の農業者年金記録管理システムについて、平成25年度中に開発を終え、平成26年度当初から運用を開始する。</p> <p>なお、当該システムの開発に当たっては、業務運営の迅速性及び効率性の向上並びに事務手続に係る過誤の防止機能の向上を図るものとする。</p>	<p>(3) 農業者年金記録管理システムの開発等</p> <p>現在開発中の農業者年金記録管理システムについて、平成25年度中に開発を終え、平成26年度当初から運用を開始する。また、システムの開発に当たっては、迅速性及び効率性の向上並びに事務手続の過誤の防止機能の向上を図るものとする。</p>	<p>(3) 農業者年金記録管理システムの開発等</p> <p>農業者年金記録管理システムについては、マイナンバー（社会保障・税番号）制度への対応等のための開発を平成29年度中に行うなど、情報連携に向けた取組を行います。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p><その他の指標></p> <p>システムの新たな開発。</p> <p><評価の視点></p> <p>社会保障・税番号制度への対応等のための新たな開発を進めたか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>マイナンバー制度への対応等のための開発については、30年3月からのマイナンバーによる情報連携の稼働に向けて、システム開発及びハードウェアリプレース作業並びに運用テストを行い、情報提供ネットワークシステムと情報連携に必要なシステムを整備し、30年3月末には、情報連携が稼働する環境を整えた。</p> <p>また、特定個人情報の取扱いに関しては、特定個人情報ファイルを取り扱う範囲を個人番号の収集、情報提供機関への照会場面に限定するとともに、事務取扱担当者を情報管理課・適用・収納課及び給付課の一部の職員に限定した。さらに、通常の年金業務を行うための閲覧画面に個人番号の表示をせず、特定個人情報ファイルへのアクセスを限定し、出力できない設定とする等の技術的管理措置を講じた。</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価： b</p> <p>農業者年金記録管理システムとマイナンバーの情報連携をするための手続を進めるとともに、必要なシステム開発等を行ったことで、情報連携を行う環境を整えたことから、b評価とした。</p> <p>(評価区分)</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b：取組は十分である</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>評価： b</p> <p><評価に至った理由></p> <p>左記のとおり、認められる。</p>
--	---	--	--	---	---	---

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書 (Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-3	組織運営の合理化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0077

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終 年度値等	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
年度末の常勤職員数	75人以下	28年度末 74人	75人	75人	74人	74人	74人		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
3 組織運営の合理化	3 組織運営の合理化	3 組織運営の合理化				B	
(1) 中期計画において、給付事業の対象となる旧制度に基づく受給者の減少並びに融資事業及び農地割賦売渡による貸付金債権の減少、業務受託機関に対する考査指導の拡充・強化等を踏まえ、中期目標の期間中における法人全体の業務量を適切に見積もり、常勤職員の適正な配置等組織運営の合理化に関する具体的な事項を定め、中期目標の期間中に必要な組織の整備及び常勤職員数の削減を	(1) 考査指導の対象とする業務受託機関を増加させることに伴い、考査指導部門の担当職員を1名増員して体制を強化する。また、旧制度の年金給付業務等については受給権者の減少等に伴って業務量の減少が見込まれることから、年金業務部門を合理化して2名の職員を削減し、常勤職員数を、中期目標期初の75人から平成28年度までに74人とする。	(1) 常勤職員数については、中期目標期初の75人から74人とし、業務量を踏まえつつ引き続き適正な配置を行います。	<主な定量的指標> 常勤職員数。 <その他の指標> <評価の視点> 常勤職員数が75人を上回っていないか。	<主要な業務実績> 年度末の常勤職員数を74人とし、業務量を踏まえた適正な配置を行った。	<評価と根拠> 評価：b 常勤職員数は74人であることから、b評価とした。 (評価区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	評価：b <評価に至った理由> 左記のとおり、認められる。	

実施する。						
<p>(2) 能力・実績主義の活用により、役員の報酬及び職員の給与等とその業績及び勤務成績を一層反映させる。</p>	<p>(2) 能力・実績主義の活用 常勤役員の期末特別手当の額については、その者の職務実績を反映させる。 また、職員の昇給区分の決定（5段階）及び勤勉手当（賞与）の額については、人事評価の実施を徹底し、その者の勤務成績に反映させる。</p>	<p>(2) 能力・実績主義の活用 常勤役員の期末特別手当の額については、その者の職務実績を反映させ決定します。 また、職員の昇給区分の決定（5段階）及び勤勉手当（賞与）の額については、人事評価を実施し、その者の勤務成績を反映させ決定します。</p>	<p><主な定量的指標> <その他の指標> 職務実績及び人事評価結果の反映。 <評価の視点> 職務実績及び人事評価結果を適切に反映しているか。</p>	<p><主要な業務実績> 常勤役員の期末特別手当の額については、理事長が職務実績を評価し決定している。 また、職員の昇給区分の決定及び勤勉手当の額については、人事評価の結果を反映させて決定している。</p>	<p><評定と根拠> 評定：b 常勤役員の期末特別手当の額については、理事長が職務実績を評価して決定し、職員の昇給区分の決定及び勤勉手当の額についても、人事評価の結果を反映させて決定していることから、b評定とした。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>評定：b <評定に至った理由> 左記のとおり、認められる。</p>

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書 (Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-4	委託業務の効率的・効果的实施		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0077

2. 主要な経年データ								
評価の対象となる指標	達成目標	基準値	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	参照情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	4 委託業務の効率的・効果的实施	4 委託業務の効率的・効果的实施	4 委託業務の効率的・効果的实施				B
	業務受託機関に対する業務委託費については、平成25年度から全体として計画的な削減を図りつつ、以下の観点から見直しを行い、委託業務の効率化・効果的实施に取り組む。	(1) 実績報告書による活動状況の把握 委託業務が効率的・効果的に実施されるよう、業務受託機関からの実績報告書の提出を受け、その活動状況を把握する。	(1) 実績報告書による活動状況の把握 委託業務が効率的・効果的に実施されるよう、業務受託機関からの実績報告書の提出を受け、その実施状況を的確に把握します。	<主な定量的指標> <その他の指標> 実績報告内容の把握。 <評価の視点> 実績報告書の提出を受け、その実施状況を把握しているか。	<主要な業務実績> 業務受託機関から提出された実績報告書を集計し、その実施状況を集計し把握した。また、集計結果を分析し、委託費の効果的实施に向けた配分見直しの必要性等の検討のための基礎資料として活用した。	<評価と根拠> 評価：b 業務受託機関から提出された実績報告書を集計し、その実施状況を把握したことから、b評価とした。 (評価区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	評価：b <評価に至った理由> 左記のとおり、認められる。
	(1) 加入推進活動を活発化させるインセンティブの付与・拡大 ① 加入推進活動に係る業務	(2) 加入推進活動を活発化させるための業務委託費の配分の見直し 市町村段階の業務受託機関に配分	(2) 加入推進活動を活発化させるための業務委託費の配分の見直し 市町村段階の業務受託機関の業務委託	<主な定量的指標> <その他の指標> 業務委託費の配分方法。	<主要な業務実績> 市町村段階の業務受託機関の業務委託費について、加入推進活動を活発化させるインセンティブ拡大のため、「加入推進対策会議・研修会実績割手数料」、「広報実績割手数料」、「戸別訪問実働者割手数料」を新たに追加した。	<評価と根拠> 評価：b 加入推進にインセンティブが働くよう手数料を見直して配分を行ったことから、b評価とした。	評価：b <評価に至った理由> 左記のとおり、認められる。

<p>委託費については、第3の3(1)に掲げる目標設定に沿った考え方の下、業務受託機関の加入推進のインセンティブを喚起する観点から、固定的な(一律定額の)配分方法を改め、20歳から39歳までの新規加入者の実績を反映した配分方法とする。</p> <p>② 新規加入者割手数料については、20歳から39歳までの者が加入した場合とそれ以外の者が加入した場合とで格差を設定する。</p>	<p>する加入推進活動に係る業務委託費については、第2の3(1)に掲げる目標の達成に向け、平成25年度から、固定的な配分方法を見直し、20歳から39歳までの新規加入者の実績を反映した配分方法を導入する。</p> <p>また、市町村段階の業務受託機関に新規加入者の人数に応じて配分する手数料について、業務受託機関の加入推進のインセンティブが働くよう、平成25年度から、20歳から39歳の農業者が加入した場合と、それ以外の農業者が加入した場合とで格差を設定する。</p>	<p>費について、加入推進活動を活性化させるインセンティブの拡大のため、加入活動実績に応じた配分方法を導入する等の見直しを行います。</p>	<p><評価の視点> 配分方法の見直しを行ったか。</p>	<p>(評定区分) s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>		
<p>(2) 業務委託費の配分基準の統一化等業務委託費の積算単価の見直しを行うとともに、農業委員会と農業協同組合でそれぞれ異なる基準を適用している現在の配分方法については統一化を図るなど、配分基準につ</p>	<p>(3) 業務実態等を踏まえた配分基準の適正化 業務受託機関の業務実態等を踏まえ、平成25年度から、業務委託費の積算単価の見直しを行うとともに、農業委員会と農業協同組合でそれぞれ異なる基準を適用し</p>	<p>(3) 業務実態等を踏まえた配分基準の適正化 市町村段階の業務受託機関の業務委託費について、経営移譲年金・特例付加年金裁定時の指導その他の委託業務の業務量に応じた配分基準により配分を行います。</p>	<p><主な定量的指標> <その他の指標> 業務委託費の配分基準。 <評価の視点> 業務量に応じた配分基準により配分されているか。</p>	<p><主要な業務実績> 市町村段階の業務受託機関の業務委託費について、経営移譲・経営継承の事前指導を徹底することに伴う事務量の増減に応じた配分基準により配分した。</p>	<p><評定と根拠> 評定：b 業務量に応じた配分基準に基づき、配分を行ったことから、b評定とした。 (評定区分) s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である</p>	<p>評定：b <評定に至った理由> 左記のとおり、認められる。</p>

<p>いて業務量等を踏 まえた見直しを行 う。</p>	<p>ている配分方法に ついて統一化や配 分基準の細分化を 図るなど、業務受託 機関の業務量を踏 まえた見直しを行 う。</p>				<p>c : 取組はやや不十分であり、改善 を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本 的な改善を要する</p>	
-------------------------------------	--	--	--	--	--	--

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書 (Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-5	業務運営能力の向上等		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0077

2. 主要な経年データ								
①評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終 年度値等	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
②評価の参考となるデータ		(参考) 前中期目標期間最終 年度値等	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
基金職員研修の実施				職員研修実施方針及び計画を新たに策定				
新任職員研修(カリキュラム数)			10	10	10	10	10	
専門分野研修(種類)			12	16	17	15	20	
管理職員等研修(回数)				1	2	2	3	
基金役職員派遣件数			94件	114件	115件	118件	103件	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
5 業務運営能力の向上等	5 業務運営能力の向上等	5 業務運営能力の向上等				B	
職員及び業務受託機関の農業者年金担当者の業務運営能力の向上を図るとともに、業務が適正かつ効率的・効果的に行われるよう、中期計画に定めるところにより研修等を実施する。	(1) 農業者年金基金職員 基金職員のうち新任職員については、年金業務全般についての知識の修得を図るため、初任者研修を毎年度4月及び10月の2回	(1) 農業者年金基金職員 基金職員のうち新任職員については、年金業務全般についての知識の修得を図るため、初任者研修を毎年度4月及び10月の2回実施しま	<主な定量的指標> <その他の指標> ・初任者研修・専門研修の実施、民間研修の活用。 ・理解度テストの実施。 ・研修等の実施計画の策定。	<主要な業務実績> 年度当初に研修実施計画を作成し、以下のとおり、計画的に研修を実施し、職員の能力向上を図った。 ① 新任職員を対象とする研修 4月採用者(9名)に対し農業者年金制度、中期計画、適用・収納業務の内容等に関する研修を実施した。10月採用者(4名)についても、11月に4月採用者と同様の研修を実施した。 また、7月から8月にかけて基金業務に関連する基本的事項を内容とする拡充研修を実施した。	<評価と根拠> 評価：b 研修実施計画を策定の上、初任者研修等を行い、民間研修も活用したこと、研修終了後に理解度テストを実施したことから、b評価とした。 (評価区分) s：取組は十分であり、かつ、目標	評価：b <評価に至った理由> 左記のとおり、認められる。	

<p>実施する。</p> <p>また、年金資産の運用等の専門的知識を必要とする業務に携わる職員については、当該業務に係る分野に特化した専門研修を実施する。その際、必要に応じて民間等の機関が主催する研修を活用する。</p>	<p>す。</p> <p>年金資産の運用等の専門的知識を必要とする業務に携わる職員については、当該業務に係る分野に特化した専門研修を実施します。その際、必要に応じて民間等の機関が主催する研修を活用します。</p> <p>なお、研修終了後に理解度テストを実施します。</p> <p>また、その他の研修及び職員の専門資格取得支援を含め、研修等の実施計画を策定し、計画的に職員の能力向上を図ります。</p>	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初任者研修・専門研修を実施し、民間研修も活用しているか。 ・ 研修等の実施計画を策定しているか。 	<p>② 年金資産の運用等に関する研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たに年金資産の運用等に携わることとなった職員について、債券・株式等に関する通信教育（5月～7月）、国債投資に関する通信教育（11月～1月）をそれぞれ1名、計2名について民間機関の通信教育を受講させた。 ・ 新たに年金資産の運用等に携わることとなった職員について、野村証券「公社債基礎研修」（4・5・12月）に4名、三菱UFJモルガン・スタンレー証券「証券基礎講座（公共・公益法人）」（11月）を1名、計5名に受講させた。 ・ 5月及び7月、10月に資産運用の専門家を講師として基金役員職員を対象とする資金運用に関する研修を実施した（3回実施）。うち2回は資金部職員向けにより専門性の高い研修を実施した。 <p>③ その他専門研修等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理職員等に対し、7月に「タイムマネジメント」、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針について」をテーマとした研修に加え、3月に「モチベーション向上」をテーマとした研修会を実施した（基金内部）。 ・ 前年度まで行ってきた業務分析研修（なぜなぜ分析研修基本編）未受講者に対し、6月に業務分析研修を実施した。 <p>等、各種専門研修を実施した。</p> <p>なお、基金内において実施する研修については、研修の効果測定として理解度テストを実施した。</p> <p>④ 資格取得支援実績</p> <p>以下のとおり、資格取得者に対し、受講料等に対する支援を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日商簿記検定3級（11/9）1名 ・ 2級ファイナンシャル・プランニング技能士（3/8）1名 	<p>を上回る顕著な成果がある</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b：取組は十分である</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	
<p>(2) 業務受託機関担当者</p> <p>業務受託機関担当者については、効率的・効果的な業務の実施及び加入者、受給者等に対するサービスの向上に資するため、次の研修等を実施する。</p>	<p>(2) 業務受託機関担当者</p> <p>① 都道府県段階における業務受託機関（農業会議及び農業協同組合中央会）</p> <p>ア 年度当初に実務担当者会議を実施し、適正な業務の遂行のために必要な事項について周知するとともに、当該年度に基</p>	<p><主な定量的指標></p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実務担当者等会議、新任担当者研修会、ブロック別会議の開催（都道府県受託機関）。 ・ 実務担当者等会議、新任担当者研修会の開催（市町村受託機 	<p><主要な業務実績></p> <p>① 都道府県段階の業務受託機関（農業会議及び農業協同組合中央会）</p> <p>ア 都道府県段階の業務受託機関を対象に、4月に担当者会議を開催し、第3期中期目標、中期計画、平成29年度計画について周知した。また、29年度の加入推進の取組方針等を説明し、関係機関が連携して効果的に加入推進に取り組むことについて確認・意見交換するとともに、前年度の考査指導結果を周知し、委託業務の適正な遂行の徹底を図った。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b</p> <p>都道府県業務受託機関を対象に、実務担当者等会議、新任担当者研修会、ブロック別会議、業務連絡協議会を開催し、年度計画、取組方針、会計実地検査の対応等について説明・意見交換等を行い、説明等を行った内容を市町村業務受託機関に周知するよう指導するとともに、都道府県業務受託機関等が実施する市町村業務受託機関の</p>	<p>評定：b</p> <p><評定に至った理由></p> <p>左記のとおり、認められる。</p>

① 都道府県段階における業務受託機関（農業会議及び農業協同組合中央会）の実務担当者及び新任担当者を対象とする研修等を毎年度当初に実施する。

金と業務受託機関が一体となって取り組む事項について、業務推進に向けた意見交換を実施します。

イ 都道府県段階の業務受託機関の新任担当者等の実務担当者を対象として、市町村段階の業務受託機関を適切に指導できるよう、年度当初に業務研修会を実施します。研修内容の理解度の把握と理解の向上のため、研修項目について、新任者向けの内容と実務経験者向けの内容を体系的に構成するとともに、例題と答え合わせと解説を含めて研修を行うなどの工夫を行います。

ウ 業務受託機関の上半期における加入推進と業務の取組状況を踏まえて、下半期と翌年度に向けた課題や取組方針について、意見交換を行うとともに、年金資産の運用状況や事務処理手続きの改善点について周知徹底を図るようブロックを単位とした担当者会議を開催します。

② 市町村段階における業務

② 市町村段階における業務受託機関（農

関）。

<評価の視点>

- ・適正な業務の遂行のために必要な事項について周知しているか。
- ・業務受託機関と業務推進に向けた意見交換を実施しているか。
- ・都道府県段階の業務受託機関の新任担当者向けの研修会を実施しているか。
- ・加入推進状況を踏まえ、課題や取組方針について業務受託機関と意見交換を行っているか。
- ・ブロック単位の担当者会議を開催しているか。
- ・市町村段階業務受託機関担当者向け研修会を行うよう、都道府県段階業務受託機関を指導したか。必要に応じて同研修会に基金役職員の派遣を行ったか。

イ 4月に都道府県段階の新任担当者研修会を、5月に経営移譲及び支給停止等の専門研修会を開催し、農業者年金の仕組み、資格及び保険料、年金裁定事務、年金の支給停止等について研修を行った。また、研修内容の理解度の把握と理解の向上のための理解度テストを実施した。

ウ 10月から11月に6つの地域ごとにブロック別会議を開催し、加入推進の取組強化について協議した。また、資産運用状況を説明した。

エ 1月に都道府県段階の業務受託機関のブロック代表道府県の幹事等による業務連絡協議会を開催し、次期中期目標期間における新規加入目標の設定、業務委託手数料の見直し、農業者年金記録管理システムの活用による事務処理遅延防止について意見交換を行った。

② 市町村段階における業務受託機関（農業委員会及び農業協同組合）都道府県段階の業務受託機関に対して、①の担当者会議等の場で説明

実務担当者等を対象とした研修会等に、基金の役職員を派遣したことから、b 評定とした。

(評定区分)

- s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある
- a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある
- b : 取組は十分である
- c : 取組はやや不十分であり、改善を要する
- d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する

受託機関(農業委員会及び農業協同組合)の実務担当者及び新任担当者研修等については、都道府県段階における業務受託機関が、前記①の研修等を終了した後、全ての市町村段階における業務受託機関を対象として実施するよう指導するとともに、必要に応じて、基金から役職員等の派遣を行う。

業委員会及び農業協同組合)
都道府県段階における業務受託機関が、前記①の研修等を終了した後、全ての市町村段階における業務受託機関を対象として新任担当者等の実務担当者研修会を実施するよう指導するとともに、市町村段階の業務受託機関の担当者に対しても、①イと同様、研修内容の理解度の把握と理解の向上のため、研修の中で例題と答え合わせと解説等の工夫を行うよう指導します。

③ 平成27年度において、会計検査院から受けた指摘により事務手続きを変更した経営移譲年金関係の業務については、市町村段階の業務受託機関で適切に処理できるよう、①の業務研修会における工夫に加えて、都道府県段階の業務受託機関の担当者が新任者である都道府県を中心に、市町村段階業務受託機関向け研修会にも基金職員を派遣し、引き続き事務処理の適正な実施の徹底を図ります。

等を行った内容を市町村段階の業務受託機関に周知するよう要請した。

また、研修内容の理解度の把握と理解の向上のため、業務研修において各研修項目ごとに例題と答え合わせと解説を行い、研修参加者が自分が誤った箇所の特定制とその認識・理解の是正ができるようにした。

なお、前述のとおり業務受託機関向けの分かりやすい手引きを作成・電子化したことを踏まえ、29年度以降の業務研修においては、統一的に当該業務手引きをテキストとして使用した。

③ 会計検査院からの指摘を受けた事務手続きの改善措置のため、4月の担当者会議で都道府県段階の業務受託機関に対して、「農業者年金の現況届に係る事務処理上の留意事項」(基金理事長通知)の改正内容の説明を行った。また、現況届に係る事務処理については、わかりやすいマニュアルを作成し、現況届の作業が始まる前に業務受託機関へ配布し、研修等での説明を行った。

ブロック会議においては、都道府県段階の業務受託機関に経営移譲等の実体無く取消しとなった事例、農業所得名義が未変更であったが経営移譲等の実体が確認できた事例を説明し、市町村段階の業務受託機関による「実体を伴った経営移譲及び経営継承を確保するための指導について」に規定する経営移譲等の事前指導時及び経営移譲等の実施時の説明が行われるよう指導等を依頼した。

また、市町村段階の業務受託機関を対象とする研修会等へ基金より役職員を派遣し、当該通知内容などが周知されるように指導を行った。

- ・ 役職員派遣件数 103件(前年度118件)
- ・ うち給付関係業務 31件(前年度 36件)

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書 (Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-6	内部統制の充実・強化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0077

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終 年度値等	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
考査指導機関数	年間240機関程度		292機関	285機関	265機関	255機関	259機関	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
6 内部統制の充実・強化	6 内部統制の充実・強化	6 内部統制の充実・強化				B	
(1) 役職員の法令遵守、業務の適正な執行等の徹底を図るため、基金における内部統制を体系的に定めた、内部統制の基本方針を制定する。	(1) 平成25年度当初に、基金の内部統制を体系的に整備するため、「独立行政法人農業者年金基金の内部統制に関する基本方針」(以下「内部統制基本方針」という。)を策定する。	(1) 「独立行政法人農業者年金基金の内部統制に関する基本方針」(以下「内部統制基本方針」という。)に基づき、前年度の監事監査・内部監査の結果を踏まえ、内部統制の充実・強化に取り組まます。	<p><主な定量的指標></p> <p><その他の指標></p> <p>内部統制の充実・強化。</p> <p><評価の視点></p> <p>前年度の監事監査・内部監査の結果を踏まえつつ、リスク管理を統合的に行うという観点から、内部統制の充実・強化に取り組んでいるか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>内部統制基本方針及び前年度の監事監査・内部監査の結果を踏まえ、内部統制の充実・強化に取り組んだ。(具体的な業務実績は(2)、(3)の欄を参照。)</p> <p>なお、平成28年度に係る業務の実績に関する評価書の指摘事項に対する対応を踏まえ、以下により内部統制システムの充実に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> リスク管理委員会での議論の重点をリスク管理のPDCAサイクルにおけるC(業務運営の点検・評価)に移すため、リスク対応方針の総点検の様式の見直し及びリスク管理行動計画の見直しを行った。 事務ミスが発生した場合、「なぜなぜ分析」の手法を用いて原因分析を行った上で、その結果を踏まえた対応方針についてリスク管理委員会等で報告させることで、業務手順を自ら見直し改善に努めた。 個人情報の保管及び点検方法の改善に向け、情報セキュリティポリシーの制定、個人情報保護管理規程及び法人文書管理規程の改正を行い、それぞれの規程の中で、定期的に点検を行う体制を整備する旨を定め、考査担当審理役が一元的に監査を実施することとした。また、10月より個人情報保護に関する事務の総括を行わせるため、個人情報保護担当審理役を理事長特命事項により任命するとともに、組織規程を改正し、個人情報の保護の業務に関し、専門的知識経験を有する者による点検・指導体制の強化等を図るため、新たに個人情報管理役を設置した。 	<p><評価と根拠></p> <p>評価：b</p> <p>内部統制基本方針等に基づき内部統制の充実・強化に取り組んだことから、b評価とした。</p> <p>(評価区分)</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b：取組は十分である</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>評価：b</p> <p><評価に至った理由></p> <p>左記のとおり、認められる。</p>	

			<ul style="list-style-type: none"> 全職員がパソコン上で閲覧できる共有のフォルダ(フォーラム)の整理を行い、業務マニュアル、引継ぎ資料、事務ミス改善対応(なぜなぜ分析)等の掲載を一元化し、情報の共有化を図った。 		
<p>(2) 理事長は、内部統制基本方針に基づき、経営管理会議において内部統制に関する取組状況を把握し、必要な指示、モニタリングの実施等により、内部統制の充実・強化に取り組む。</p>	<p>(2) 理事長は、内部統制基本方針に基づき定めた「独立行政法人農業者年金基金役職員の行動指針」により、役職員が、基金の目的を達成するよう使命感を持ち、法令を遵守し高い倫理観を持って仕事に取り組む等を指示し、その周知を図ります。</p> <p>また、理事長は、経営管理会議を四半期に1回開催し、中期計画・年度計画の進捗管理及び平成28年度計画に関する業務実績の自己評価の実施、各種委員会の開催と検討状況、規程の見直し等、内部統制に関する取組状況を把握して必要な指示を行うとともに、その徹底を図るためのモニタリングを行います。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p><その他の指標></p> <p>理事長による内部統制の取組の指示。</p> <p><評価の視点></p> <p>計画どおり、</p> <ul style="list-style-type: none"> 理事長は、「役職員の行動指針」を定め、指示し、周知を図っているか。 理事長は、中期計画、年度計画の進捗管理等を行い、必要な指示、モニタリングを行っているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>役職員が、基金の目的を達成するよう使命感を持ち、法令を遵守し高い倫理観を持って仕事に取り組む等を内容とする「独立行政法人農業者年金基金役職員の行動指針」を理事長が役職員に示し、毎月の役員部課長会で、同行動指針に従って業務に取り組むよう指示し、周知を図った。</p> <p>また、経営管理会議を四半期に1回開催し、中期計画・年度計画の進捗管理及び28年度計画及び第3期中期計画に関する業務実績の自己評価の実施、各種委員会の開催と検討状況、規程の見直し等、内部統制に関する取組状況を把握して必要な指示を行うとともに、その徹底を図るためのモニタリングを行った。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b</p> <p>理事長が、「独立行政法人農業者年金基金役職員の行動指針」を役職員に示し、その周知を図ったこと、また、経営管理会議を四半期に1回開催し、内部統制に関する取組状況を把握して必要な指示を行うとともに、その徹底を図るためのモニタリングを行ったことから、b評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b：取組は十分である</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>評定：b</p> <p><評定に至った理由></p> <p>左記のとおり、認められる。</p>
<p>(3) 内部統制基本方針に基づき、コンプライアンスの推進、リスクの管理、内部監査について、以下のとおり取り組む。</p> <p>① コンプライアンスの推進</p> <p>役職員の法令</p>	<p>(3) 内部統制基本方針に基づき、コンプライアンスの推進、リスクの管理及び内部監査について、以下により取り組みます。</p> <p>① コンプライアンスの推進</p> <p>役職員の法令遵</p>	<p><主な定量的指標></p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> コンプライアンス委員会の開催、コンプライアンス研修の実施、コンプライアンス推進の取組の公表。 リスク管理委員会の開 	<p><主要な業務実績></p> <p>① コンプライアンスの推進</p> <p>役職員を対象とした管理職員等研修などのコンプライアンス研修を実施し、役職員に対し倫理規程遵守の高揚を図るとともに、役職員のコンプライアンスに対する意識の向上を図った。</p> <p>また、コンプライアンス委員会を9月、3月の2回開催し、コンプライアンス推進の取組状況についてホームページで公表した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b</p> <p>① コンプライアンス研修を実施した。また、コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンス推進の取組状況をホームページで公表した。</p> <p>② 外部専門家の参加を得てリスク管理委員会を開催し、前年度の</p>	<p>評定：b</p> <p><評定に至った理由></p> <p>左記のとおり、認められる。</p>

<p>また、適切に年金業務の点検・評価等を行うためのリスク管理に関する体制（リスク管理委員会）を整備する。</p>	<p>遵守及び業務の適正な執行等を図るため、外部の有識者を含むコンプライアンス委員会を開催し、違反行為の原因究明及び再発防止等に関する審議を行うとともに、研修の実施等によりコンプライアンスを推進する。また、コンプライアンスに関する措置を講じた場合は、ホームページで公表する。</p> <p>② リスク管理の徹底 平成25年度中にリスク管理委員会を設置して、リスク管理に関する行動計画やリスク管理マニュアル等を策定し、リスク管理を徹底する。</p> <p>③ 内部監査の実施 基金の業務が、法令、規程等を遵守</p>	<p>守及び業務の適正な執行等を図るため、外部の有識者を含むコンプライアンス委員会を上半期と下半期に開催し、違反行為の防止策等に関する審議を行うとともに、コンプライアンス研修を実施します。</p> <p>また、コンプライアンスに関する措置を講じた場合は、ホームページで公表します。</p> <p>② リスク管理の徹底 外部専門家の知見も活用しつつ、リスク管理委員会を開催し、前年度の監事監査・内部監査の結果及び前年度のリスク管理の実施状況を踏まえ、リスク管理に関する行動計画やリスク管理マニュアル等を策定し、リスク管理を徹底します。</p> <p>③ 内部監査の実施 業務の適正・効率化を図るため、内部</p>	<p>催。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部監査の実施。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス委員会を開催し、審議を行っているか。コンプライアンス研修を実施しているか。措置を講じた場合は公表しているか。 ・リスク管理委員会を開催し、行動計画やリスク管理マニュアル等を策定しているか。 ・内部監査を実施しているか。 <p>② リスク管理の徹底 外部専門家の参加を得て、リスク管理委員会を上半期（8月）と下半期（2月）に開催し、上半期には、前年度のリスク管理委員会時の「リスク対応方針」に沿ったリスク対応が網羅的に実施されているか確認すべきとの指摘を踏まえ、「リスク対応方針に沿った業務運営状況」及び当該運営状況や最近のなぜなぜ分析実施対象事案等を踏まえての「リスク管理項目の洗い直しと29年度における重点事項の選定」に議事を絞って報告・議論を行った。</p> <p>また、下半期には、基金全体としてのリスク対応方針に従った適切なリスク管理がされているか、発生した問題や顕在化した原因は何か、その対応として何が必要かについて報告・討議を行った。</p> <p>③ 内部監査の実施 内部監査については、「内部監査規程」（平成27年3月改正）に基づき内部監査計画を作成し、その計画に従い、内部監査を実施した。</p>	<p>監査結果及びリスク管理の実施状況を踏まえ、リスク対応方針に沿った対応が網羅的に実施されているか確認するなどし、リスク管理を徹底した。</p> <p>③ 内部監査規程に基づき内部監査年度計画を作成し、その計画に従って内部監査を適切に実施した。</p> <p>以上のことから、b 評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b : 取組は十分である</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	
---	---	---	---	--	--

	<p>し効率的に執行されているか等について、内部監査規程に基づく内部監査を実施する。</p>	<p>監査規程に基づき、監事と連携しつつ、内部監査年度計画に従い基金の各業務について内部監査を適切に実施します。</p>	<p>内部監査結果を「29年度内部監査報告書」に取りまとめて、理事長へ報告した。</p> <p>④ 27年度業務実績の主務大臣評価における、計画的に基金の職員を育成し、基金の職員及び業務受託機関の職員の理解度をチェックする仕組みを継続すること、との主務大臣からの指摘を踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> 基金職員に対し、研修実施計画に基づき、各種研修を実施し、専門知識の習得、職員の能力向上等を図った。 基金内において実施する研修については、研修の効果測定として理解度テストを行った。 都道府県段階の研修会等では、研修内容の理解度の把握と理解の向上のための理解度テストを実施し、市町村段階の研修会等では、各研修項目ごとに例題と答え合わせと解説を行い、研修参加者が自分が誤った箇所の特定とその認識・理解の是正ができるようにした。 <p>また、会計検査院から27年に指摘を受けた経営移譲年金の不適正支給については、必要な再発防止の措置を講じ、当該措置の実効性が確保されるよう、業務受託機関の担当者へは担当者会議等により、受給権者へは現況届の送付等により周知徹底を図ったところである。</p> <p>なお、不適正支給の返還状況については、支給停止事由該当者104名の不適正支給額109,500,332円のうち、89,990,712円が返還されている(返還率82.2%)。</p>			
<p>さらに、ガバナンスの強化の一環として透明性の向上を図るため、基金の業務・マネジメントに関し、加入者の代表者や学識経験者等から広く意見を求めている運営評議会について、議事の内容等を公表する。</p>	<p>(4) 加入者の代表等の意見の反映</p> <p>加入者の代表、年金に知見を有する学識経験者等で構成する運営評議会を毎年度上半期及び下半期に開催し、新規加入等業務の状況、中期計画・年度計画の策定及び実績、年金資産の運用成績、年金資産の構成割合の検証結果等について広く意見を求め、業務運営に適切に反映させる。また、運営評議会の議事要旨に</p>	<p>(4) 加入者の代表等の意見の反映</p> <p>9月に業務の運営状況及び平成28年度計画の実績等、3月に業務の運営状況及び平成30年度計画等について意見を聴く運営評議会を開催します。</p> <p>また、運営評議会の議事要旨についてホームページで公表します。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 運営評議会の開催。 議事要旨の公表。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 運営評議会を開催し、議事要旨を公表しているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>9月に農業者年金事業の実施状況、加入推進、年金資産の運用状況及び平成28年度業務実績を議題とし、3月に農業者年金事業の実施状況、加入推進、年金資産の運用状況及び第4期中期目標、中期計画等を議題とする運営評議会を開催し、運営評議会の議事要旨及び会議資料についてホームページで公表した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b</p> <p>計画どおり、9月及び3月にそれぞれ適切な議題により運営評議会を開催し、その議事要旨をホームページで公表したことから、b評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b：取組は十分である</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>評定：b</p> <p><評定に至った理由></p> <p>左記のとおり、認められる。</p>

	ついてホームページで公表する。					
<p>(2) 業務受託機関における事務処理に対するの考査指導については、委託業務が適正かつ効率的・効果的に行われるよう、対象業務受託機関数を増加させ、平成25年度から毎年度240程度(業務受託機関の約1割)の業務受託機関に対し計画的に実施する。</p> <p>また、考査指導を実施する業務受託機関の選定に当たっては、業務量や事務処理の状況等を踏まえ、必要性が高い業務受託機関を優先する。</p> <p>さらに、考査指導により把握した事例や注意すべき課題等については、毎年の研修会等を通じて周知徹底するなど、考査指導の効果の浸透に努める。</p>	<p>(5) 業務受託機関の事務処理の適正化等</p> <p>業務受託機関における事務処理に対するの考査指導については、委託業務が適正かつ効率的・効果的に行われるよう、以下の取組を実施する。</p> <p>① 毎年度240程度の業務受託機関に対し考査指導を計画的に実施する。また、考査指導を実施する業務受託機関の選定に当たっては、業務受託機関の業務量、委託費及び事務処理の状況を踏まえ、対象となる業務受託機関を選定する。</p> <p>② 考査指導により把握した事例や注意すべき課題等の考査指導結果について、担当者会議や研修会等を通じて周知徹底するなど、考査指導の効果</p>	<p>(5) 業務受託機関の事務処理の適正化等</p> <p>業務受託機関における事務処理に対するの考査指導については、考査指導実施計画を6月までに策定し、委託業務が適正かつ効率的・効果的に行われるよう、以下の取組を実施します。</p> <p>① 考査指導を実施する業務受託機関は、中期計画に基づき、業務受託機関の業務量、委託費及び事務処理の状況を踏まえ、200機関程度を選定し、12月までに考査指導を行います。</p> <p>考査指導においては、業務受託機関における通知等に即した事務処理の実施状況等を確認し、確認結果を踏まえて必要な指導を行います。</p> <p>② 前年度の考査指導により把握した事例や会計検査院の指摘事項のほか、注意すべき課題等の考査指導の結果について、年度当初の担当者会議で説明し、研修会等を通</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>考査指導機関数。</p> <p><その他の指標></p> <p>考査指導の効果の浸透。</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・考査指導対象業務受託機関を200程度選定し、12月までに考査指導を行っているか。 ・考査指導の効果の浸透を図っているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>① 業務受託機関における事務処理に対するの考査指導については、6月に29年度考査指導実施計画を策定し、6月から12月にかけて32道県において259の業務受託機関に対する考査指導を行った。</p> <p>また、会計検査院の指摘等を踏まえた各種見直し内容等の業務受託機関への定着を図るため、平成28年度から実施している農業委員会に対する考査指導内容の充実・強化に引き続き取り組み、標準的な考査指導時間を2時間30分とした。</p> <p>この充実・強化に伴う関係者の負担増を抑制するため、延長前の総考査指導時間と概ね均衡するよう、年度計画目標を40機関削減し、200機関としたが、結果的には259機関の考査指導を実施した。</p> <p>考査指導の実施にあたり、特に重要な事項については、調査票を見直し考査指導の内容に取り入れ、業務受託機関における事務処理の実施状況等を調査・確認し、その結果に応じた指導を行った。</p> <p>② 前年度の考査指導の結果等について、4月に実施された都道府県段階の業務受託機関担当者会議及び29年度の考査指導時に説明をする等周知徹底を図るとともに、各都道府県段階の担当者に対し各都道府県で開催される市町村段階の業務受託機関会議等を通じ周知を図るよう依頼した。</p> <p>また、会計検査院の実地検査の結果等については、会議等を通じて都道府県段階の業務受託機関への情報提供を行うとともに、事務の適正化に向けて注意喚起した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b</p> <p>200程度の目標に対して、259の業務受託機関で考査指導を行ったので達成度合は129%であった。</p> <p>なお、実施機関数は、業務受託機関の要望にできる限り応えるというコンセプトの下で、実施方法を工夫することにより、充実・強化した考査指導内容は維持しつつ実現したもので、総考査指導時間ベースで比較した場合、従前の目標240機関程度・標準的な農委の考査指導時間2時間に対してでも20%以上増加している。</p> <p>また、①4月の都道府県段階の業務受託機関担当者会議等で考査指導の結果について周知徹底を図るとともに、各都道府県段階の業務受託機関担当者に対して各都道府県で開催される会議等を通じ周知を図るよう依頼した。②会計実地検査の結果等については、都道府県段階の業務受託機関への情報提供を行うとともに、業務の適正化に向けた注意喚起を行った。③考査指導関係調査票を見直し、重要な通知等の変更内容を考査指導内容に取り入れ、業務受託機関における事務処理の実施状況に応じた指導を行った。</p> <p>これらのことから、b評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s：数値の達成度合が120%以上で顕著な成果がある</p> <p>a：数値の達成度合が120%以上</p> <p>b：数値の達成度合が100%以上120%未満</p> <p>c：数値の達成度合が80%以上100%未満</p>	<p>評定：b</p> <p><評定に至った理由></p> <p>左記のとおり、認められる。</p>

	の浸透を図る。	じて周知徹底するなど、考査指導の効果の浸透を図ります。			d：数値の達成度が80%未満	
(3) 情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化に取り組み、業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。	(6) 情報セキュリティ対策については、以下の取組を実施する。 ① 政府機関統一基準群を含む政府機関における一連の対策を踏まえ、適宜、「独立行政法人農業者年金基金における情報セキュリティの確保に関する規程」の見直し等を行うこととし、情報セキュリティ対策に係るPDCAサイクルを構築するための取組を推進する。	(6) 情報セキュリティ対策 ① 平成28年度に制定した「農業者年金基金情報セキュリティポリシー（仮称）」に基づく取組状況について確認を行うとともに、政府機関統一基準群等が改正になった場合には、これを参考に、見直しを行います。 また、CSIRTの適切な運用、標的型訓練の実施、セキュリティ研修などを実施します。	<主な定量的指標> <その他の指標> ・情報セキュリティ規程の見直し、取組状況の確認。 ・農水省との情報交換。 <評価の視点> ・情報セキュリティ規程の見直し、取組状況の把握を行っているか。 ・農水省との情報交換を行っているか。	<主要な業務実績> ア 情報セキュリティ対策支援業務に関してITコンサルタント会社と委託契約を締結し、現行の情報セキュリティ規程の問題点の洗い出し等を行った中で、情報セキュリティ規程及び同細則を大幅に見直し、基金の保有する全てのシステムを対象とした「情報セキュリティポリシー」を平成29年9月に策定するとともに、CSIRT構築・運用実施手順書等の実施手順書の素案の作成を進めた。 イ 情報セキュリティ対策として、以下の対策を講じ、その取組状況については、システムの運用等を行っている受託業者と基金役職員をメンバーとするシステム定例会を毎月1回開催しており、この場において情報セキュリティ対策に関する取組状況等について継続的に確認を行った。 ・基金LAN内にAIを活用したウィルス対策ソフトを導入 ・標的型メール訓練を抜き打ちで2回実施(1、2月) ・これに加え役職員を対象とした情報セキュリティに関する研修(効果測定付き)を実施し、取組状況の確認及び理解度の評価を定量的に行なった。(2月) ・農業者年金記録管理システム内に、新たなファイヤーウォールの導入(3月)のほか、プロキシサーバーの導入、アクセスログの収集・管理機能の強化を図った。 この結果、ランサムウェアなどのコンピュータウィルスの被害が大きく報道される中、基金内の報告連絡体制の整備及び不審メールへの基本的な対応が徹底されていたことにより、何ら被害の発生はなかった。 ウ 特定個人情報の取扱いに関して、特定個人情報ファイルを取り扱う範囲を個人番号の収集、情報提供機関への照会場面に限定するとともに、事務取扱担当者を情報管理課、適用・収納課及び給付課の一部の職員に限定した。さらに、通常の年金業務を行うための閲覧画面に個人番号の表示をせず、特定個人情報ファイルへのアクセスを限定し、出力できない設定とする等の技術的管理措置を講じた。 エ 特定個人情報の管理体制に関して、個人情報保護委員会から所要の改善が求められたこと等を踏まえ、以下の取組を行った。 ・個人情報保護管理委員会を開催し、個人情報保護管理規程を見直し、特定個人情報の漏えい事案が発生した際の個人情報保護委員会への報告手順を規定した(6月)。また、個人情報管理役による個人情報保護に関する研修の企画運営・指導を行い、個人情報担当審理役によ	<評定と根拠> 評定：b 情報セキュリティポリシーを策定するとともに、個人情報保護管理規程を見直したほか、継続的にセキュリティ対策、個人情報保護管理対策を講じた。 また、農林水産省からのシステムの脆弱性等の情報提供に迅速かつ適切に対応し、整備された連絡体制の下で、その対応状況を農林水産省へ遅滞なく報告した。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	評定：c <評定に至った理由> 情報セキュリティポリシーを策定するとともに、個人情報保護管理規程を見直したほか、継続的にセキュリティ対策、個人情報保護管理対策を講じているが、年度目標であるCSIRTの運用には至っていないこと、また、9月には個人情報保護委員会から特定個人情報の管理体制等の不備等について改善を求められていることから、c評価とする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 個人情報保護委員会から改善を求められた事項については、着実に改善し、情報セキュリティ対策の徹底に取り組む必要がある。

② 農林水産省との緊急時を含めた連絡体制を整備し、情報セキュリティ上の課題について農林水産省との情報交換を積極的に行う。
特に、事故・障害等が発生した場合は、速やかに農林水産省の情報セキュリティ責任者に連絡して適切な対策を実施する。

② 農林水産省からのシステムの脆弱性等の情報提供について迅速かつ適切に対応するとともに、その対応状況等を報告します。
また、業務受託機関での事案を含むシステム及び個人情報に関し事故・障害等が発生した場合、農林水産省までの報告体制を整備し、事故・障害等が発生した場合には、速やかに農林水産省の情報セキュリティ責任者に報告します。

る当該規程の施行状況の確認及び見直しに係る助言を行うこととするとともに、特定個人情報等へのアクセス記録を定期的に確認・分析し、委員会において不適切なアクセスの監視状況及び個人番号利用事務等の実施手順の遵守についての点検を行うこととした(12月)。
・農林水産省経営政策課年金業務班と基金情報管理課との間で毎月1回以上の個人情報保護委員会指摘事項に係る改善情報を含めた特定個人情報の取扱いに関する取組状況について報告を行い、その指導・助言を受けた。

オ 農林水産省からのシステムの脆弱性等情報セキュリティに関する情報提供に対し、直ちに基金内のシステムに導入しているセキュリティソフトを最新版に更新するなど迅速かつ適切に対応し、その対応状況を報告した。
なお、基金内で情報セキュリティに関する問題等が発生した場合には、農林水産省経営政策課年金業務班へ連絡する体制を整えているが、29年度はシステム関係の事故・障害等は発生しなかった。

様式 1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評価調書 (Ⅲ 財務内容の改善に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0077

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終 年度値等	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
第4 財務内容の改善に関する事項	第3 財務内容の改善に関する事項	第3 財務内容の改善に関する事項				B	
1 旧制度に基づく融資事業及び農地の割賦売渡による貸付金債権の管理・回収を適切に進め、財務の改善に資する。	1 旧制度に基づく融資事業及び農地の割賦売渡による貸付金債権については、業務受託機関との密接な連携、現地調査等により債務者に関する情報を把握し、すべての貸付金債権について、毎年度、債権分類の見直しを行う。また、毎年度、農地等担保物件の評価の見直しを行う。	融資事業及び農地の割賦売渡による貸付金債権については、すべての貸付金債権について、債権分類見直しを行い、これに基づく適切な債権の管理・回収を行います。また、担保物件の確認調査等を踏まえ農地等担保物件の評価の見直しを行います。	<p><主な定量的指標></p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・債権分類の見直し。 ・担保物件の評価の見直し。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・債権分類の見直しを行い、それに基づく債権の管理・回収を行っているか。 ・担保物件の評価の見直しを行っているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>1 債権の分類見直し及び適切な債権の管理・回収</p> <p>すべての貸付金債権について、平成28年度末現在の状況に対応して、分類の見直しを行い、これに基づき、業務受託機関と連携の上、延滞者の実態把握、督促、面談及び債権保全の措置等により管理・回収を行った。</p> <p>2 担保物件の確認、評価見直し</p> <p>また、融資事業及び農地の割賦売渡による貸付金のすべての担保物件について、評価の見直しを行った。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b</p> <p>すべての貸付金債権について、分類の見直しを行い、これに基づき適切な管理・回収を実施し、すべての担保物件についても、評価の見直しを行ったことから、b評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b：取組は十分である</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>評定：b</p> <p><評定に至った理由></p> <p>左記のとおり、認められる。</p>	
2 毎年の運営費交付金額の必要額の	2 毎年度の運営費交付金額の必要額の算		<p><主な定量的指標></p>	<p><主要な業務実績></p> <p>平成29年度の運営費交付金額の必要額の算定については、26年度の運営</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b</p>	<p>評定：b</p>	

<p>算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。</p>	<p>定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、運営費交付金算定ルールに基づき厳格に行う。</p>	<p><その他の指標> ・運営費交付金の算定ルール。</p> <p><評価の視点> 中期計画に定められた運営費交付金算定ルールに基づき算定を行っているか。</p>	<p>費交付金債務残高に留意した上で、運営費交付金算定ルールに基づき、対前年度予算に対し一般管理費は3%、業務経費は4.7%それぞれ削減し算定した。</p>	<p>平成29年度の運営費交付金額の必要額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、運営費交付金算定ルールに基づき行ったことから、bと評定した。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b：取組は十分である</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><評定に至った理由> 左記のとおり、認められる。</p>
--	---	---	--	---	---

様式 1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書 (IV 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4	予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0077

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終 年度値等	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報
一般管理費削減率	毎年度平均で少なくとも対前年度比△3%		△3.1%(24年度予算と25年度予算の比較) △9.5%(24年度予算と25年度実績の比較)	△3.3%(25年度予算と26年度予算の比較) △19.6%(25年度予算と26年度実績の比較)	△3.0%(26年度予算と27年度予算の比較) △16.0%(26年度予算と27年度実績の比較)	△3.0%(27年度予算と28年度予算の比較) △3.1%(27年度予算と28年度実績の比較)	△3.0%(28年度予算と29年度予算の比較) △3.9%(28年度予算と29年度実績の比較)	5カ年平均 △3.1% △10.4%
事業費削減率	毎年度平均で少なくとも対前年度比△1%		△6.1%(24年度予算と25年度予算の比較) △8.8%(24年度予算と25年度実績の比較)	△1.3%(25年度予算と26年度予算の比較) △1.8%(25年度予算と26年度実績の比較)	△1.0%(26年度予算と27年度予算の比較) △3.2%(26年度予算と27年度実績の比較)	△1.0%(27年度予算と28年度予算の比較) △1.1%(27年度予算と28年度実績の比較)	△4.7%(28年度予算と29年度予算の比較) △0.9%(28年度予算と29年度実績の比較)	△2.8% △3.2%

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
	第4 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画	第4 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画				B	
	別紙	別紙	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 一般管理費削減率。 事業費削減率。 <p><その他の指標></p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 業務の適正な執行を確保しつつ、削減率の目標を達成しているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>一般管理費 (人件費を除く。) の予算については、少なくとも対前年度比3%削減する計画を踏まえ、業務の見直し及び効率化を進め、当初予算比で3%減とした。</p> <p>なお、執行実績については、マイナンバー (社会保障・税番号) 制度に係るシステム開発、年金記録管理システムの更新及び情報セキュリティ対策に伴う経費を除き、28年度予算に対し3.9%削減となっている。</p> <p>事業費の予算については、少なくとも対前年度比1%削減する計画を踏まえ、今期中期計画期間中の執行残も考慮し、当初予算比で4.7%減とした。</p> <p>なお、執行実績については、28年度予算に対して0.9%の削減となつて</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b</p> <p>① 中期目標期間中に少なくとも平均で対前年度比3%削減すると中期目標で定められた水準を達成するよう29年度の一般管理費を管理するという計画に対して、平成29年度の一般管理費予算の削減率は3.0%なった。</p> <p>② 中期目標期間中に少なくとも平均で対前年度比1%削減すると中期目標で定められた水準を達成するよ</p>	<p>評定：b</p> <p><評定に至った理由></p> <p>左記のとおり、認められる。</p>	

いる。

(単位：千円、%)

	28年度予算	29年度予算	削減率	29年度実績	削減率
一般管理費	618,187	599,641	△3.0	594,333	△3.9
事業費	1,880,865	1,792,056	△4.7	1,864,361	△0.9

※一般管理費の29年度実績については、マイナンバー制度に係るシステム開発経費197,640千円、年金記録管理システムの更新経費387,180千円、情報セキュリティ対策に伴う経費60,219千円を除く

う29年度の事業費を管理するという計画に対して、平成29年度の事業費予算の削減率は4.7%となった。

以上から、b 評定とした。

(評定区分)

- s : 数値の達成度が120%以上で顕著な成果がある
- a : 数値の達成度が120%以上
- b : 数値の達成度が100%以上120%未満
- c : 数値の達成度が80%以上100%未満
- d : 数値の達成度が80%未満

<主な定量的指標>

<その他の指標>

予算、収支計画、資金計画。

<評価の視点>

予算、収支計画、資金計画に基づき、法人における資金の配分を行っているか。

<主要な業務実績>

予算、収支計画、資金計画に基づき、法人における資金の配分を行った。(予算、収支計画、資金計画の計画と実績との比較は財務諸表を参照。)

<評定と根拠>

評定：b

予算、収支計画、資金計画に基づき、法人運営における資金の配分を行ったことから、b 評定とした。

(評定区分)

- s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある
- a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある
- b : 取組は十分である
- c : 取組はやや不十分であり、改善を要する
- d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する

評定：b

<評定に至った理由>
左記のとおり、認められる。

様式 1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書 (V 短期借入金の限度額)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第5	短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0077

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終 年度値等	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
短期借入金実績	2億円(限度額)		—	—	—	—	—	・運営費交付金の受入遅延による場合の限度額は2億円
	924億円(限度額)		—	—	—	—	—	・長期借入金が一時的に調達困難となった場合等の限度額は924億円

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
	第5 短期借入金の限度額 1 2億円 (想定される理由) 運営費交付金の受入れの遅延。 2 924億円 (想定される理由) 独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第17条第2項の規定に基づく長期借入金の一時的な調達困難。	第5 短期借入金の限度額 1 運営費交付金の受入れの遅延による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、2億円とします。 2 独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第17条第2項の規定に基づく長期借入金に関して、一時的に調達が困難になった場合等の短期借入金の限度額は、924億円とします。	<主な定量的指標> 借入限度額。 <その他の指標> <評価の視点> 借入限度額の範囲内であったか。	<主要な業務実績> 短期借入金については、実績がなかった。	<評定と根拠> 評定：— (評定区分) b：限度額の範囲である d：限度額の範囲を超えた	評定：—	

様式 1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書 (VI 長期借入金)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
		長期借入金の限度額	
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0077

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終 年度値等	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																																	
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																											
				業務実績	自己評価																												
			◎ 長期借入金			B																											
独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第17条第2項の規定に基づき、基金が長期借入金をするに当たっては、市中金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。			<p><主な定量的指標></p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市中金利情勢等。 ・応札倍率。 <p><評価の視点></p> <p>極力有利な条件での借入れを行っているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>法附則第17条第2項の規定に基づき、長期借入金は市中金利情勢等を考慮し、競争入札を行うことにより極力有利な条件での借入れを行った。</p> <p>29年度には初の試みとして、近年入札に消極的となっていた地方銀行等にIR (Investor Relations) を行った。この結果、地方銀行等からの応札が増加し、応札倍率は前年度比大幅に上昇、落札平均金利の低下につながった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>借入年月日</th> <th>借入れの相手方 (金融機関数)</th> <th>借入金額 (百万円)</th> <th>借入利率 (平均金利)</th> <th>償還期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年11月2日</td> <td>8機関</td> <td>35,700</td> <td>0.087%</td> <td>33年8月5日</td> </tr> <tr> <td>平成30年2月2日</td> <td>3機関</td> <td>21,700</td> <td>0.038%</td> <td>32年8月7日</td> </tr> </tbody> </table> <p>①平成29年11月2日借入分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争入札における応札倍率：4.93倍 ・入札日（29年10月20日）における市中金利 <ul style="list-style-type: none"> ・国債：△0.100%、政府保証債：0.029% ・金利スワップ（4年）：0.13% ・長期プライムレート：1.00% ・基金のIR活動先 3金融機関 <p>②平成30年2月2日借入分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争入札における応札倍率：3.97倍 ・入札日（30年1月22日）における市中金利 	借入年月日	借入れの相手方 (金融機関数)	借入金額 (百万円)	借入利率 (平均金利)	償還期限	平成29年11月2日	8機関	35,700	0.087%	33年8月5日	平成30年2月2日	3機関	21,700	0.038%	32年8月7日	<p><評定と根拠></p> <p>評定： a</p> <p>近年の先行き不透明な金融情勢の中にあっても、丁寧なIR活動を行うとともに、借入金の期間を年度毎に柔軟に見直したことにより、市中金融機関の応札意欲を高揚し、応札倍率を高め、競争機能の活性化を図ったことにより極力有利な条件で借入れを行ったことから、a 評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b：取組は十分である</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>評定： b</p> <p><評定に至った理由></p> <p>長期借入に際しては、競争入札を行い、市中金利の情勢に照らし、有利な条件での借入が行われたと認められる。特に29年度においては、応札倍率を高め、競争機能の活性化を図るため、自らも積極的に地方銀行等に対するIRを実施している。</p> <p>ただし、応札倍率は過去の実績からみて必ずしも高くないことから、目標を上回る成果があったとは認められないため、b 評定とした。</p> <p>(参考) 応札倍率の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>借入期日</th> <th>応札倍率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H25. 8. 7</td> <td>7.58</td> </tr> <tr> <td>11. 6</td> <td>4.67</td> </tr> <tr> <td>H26. 2. 6</td> <td>4.72</td> </tr> <tr> <td>H27. 2. 3</td> <td>2.94</td> </tr> <tr> <td>H28. 2. 2</td> <td>4.90</td> </tr> </tbody> </table>	借入期日	応札倍率	H25. 8. 7	7.58	11. 6	4.67	H26. 2. 6	4.72	H27. 2. 3	2.94	H28. 2. 2	4.90
借入年月日	借入れの相手方 (金融機関数)	借入金額 (百万円)	借入利率 (平均金利)	償還期限																													
平成29年11月2日	8機関	35,700	0.087%	33年8月5日																													
平成30年2月2日	3機関	21,700	0.038%	32年8月7日																													
借入期日	応札倍率																																
H25. 8. 7	7.58																																
11. 6	4.67																																
H26. 2. 6	4.72																																
H27. 2. 3	2.94																																
H28. 2. 2	4.90																																

				<ul style="list-style-type: none"> ・国債：△0.105%、政府保証債：0.015% ・金利スワップ（3年）：0.12% ・長期プライムレート：1.00% ・基金のIR活動先 2 金融機関 			H29. 2. 3 2.35 (29年度) H29.11. 2 4.93 H30. 2. 2 3.97
--	--	--	--	---	--	--	--

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書 (Ⅶ その他の事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第6-1	職員の人事に関する計画 (人員及び人件費 の効率化に関する目標を含む。)		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0077

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終 年度値等	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
年度末の常勤職員数	75人以下	28年度末 74人	75人	75人	74人	74人	74人		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
	第6 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	第6 その他主務省令で定める業務運営に関する事項				B	
	1 職員の人事に関する計画 (人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)	1 職員の人事に関する計画 (人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)					
	(1) 方針 農業者年金事業や年金資産の運用に関する研修等により専門的知識を有する人材の育成を図るとともに、基金全体の業務量を適切に見積もり、業務量に応じた適正な人員配置を行う。	(1) 方針 農業者年金事業や資金運用に関する専門的研修により専門的知識を有する人材の育成を図るとともに、基金全体の業務量を適切に見積もり、業務量に応じた適正な人員配置を行います。	<主な定量的指標> <その他の指標> 専門研修の実施。 <評価の視点> 専門的知識を有する人材の育成を図るとともに、業務量に応じた適正な人員配置を行っているか。	<主要な業務実績> 新任職員に対し、農業者年金業務全般についての知識の修得を図るため、新任者研修に加え、新任者拡充研修及び年金資産の運用等の専門分野に特化した専門研修等を実施することにより、人材の育成を図るとともに、業務量に応じた適正な人員配置を行った。	<評定と根拠> 評定：b 新任者研修や専門研修等を実施し、人材の育成を図るとともに、業務量に応じた適正な人員配置を行ったことから、b評定とした。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	評定：b <評定に至った理由> 左記のとおり、認められる。	

	<p>(2) 人員に関する指標 期末の常勤職員数を期初の98.7%とする。</p> <p>(参考1) 期初の常勤職員数 75人 期末の常勤職員数の見込み 74人</p> <p>(参考2) 中期目標期間中の 人件費総額見込み 3,148百万円</p>	<p>(2) 人員に関する指標 年度末の常勤職員数を74人とします。</p> <p>(参考) 人件費総額見込み 652百万円</p>	<p><主な定量的指標> 常勤職員数。</p> <p><その他の指標></p> <p><評価の視点> 年度末の常勤職員数を75人を上回っていないか。</p>	<p><主要な業務実績> 年度末の常勤職員数を74人とした。</p>	<p><評定と根拠> 評定：b 年度末の常勤職員数は74人であったことから、b評定とした。</p> <p>(評定区分) s：数値の達成度合が120%以上で顕著な成果がある a：数値の達成度合が120%以上 b：数値の達成度合が100%以上120%未満 c：数値の達成度合が80%以上100%未満 d：数値の達成度合が80%未満</p>	<p>評定：b <評定に至った理由> 左記のとおり、認められる。</p>
--	---	--	--	---	--	--

様式 1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評価調書 (Ⅶ その他の事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第6-2	積立金の処分に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0077

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終 年度値等	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
	2 積立金の処分に関する事項	2 積立金の処分に関する事項				B	
	<p>前期中期目標期間繰越積立金のうち、前期中期目標期間から繰り越した現預金及び前期中期目標期間から繰り越した貸付金等債権が当期に償還されたことによる現預金を次の経費に充当する。</p> <p>(1) 旧年金給付費 (2) 旧年金給付のための借入金にかかる経費(利子及び事務費を含む) (3) 旧年金給付のための農業者年金記録管理システムの開発にかかる経費</p>	<p>前期中期目標期間繰越積立金のうち、前期中期目標期間から繰り越した現預金及び前期中期目標期間から繰り越した貸付金等債権が当期に償還されたことによる現預金を次の経費に充当します。</p> <p>(1) 旧年金給付費 (2) 旧年金給付のための借入金にかかる経費(利子及び事務費を含む) (3) 旧年金給付のための農業者年金記録管理システムの開発にかかる経費</p>	<p><主な定量的指標></p> <p><その他の指標></p> <p>現預金の経費への充当。</p> <p><評価の視点></p> <p>積立金の処分が適切であるか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>前期中期目標期間繰越積立金のうち、前期中期目標期間から繰り越した貸付金等債権が当期に償還されたことによる現預金(542百万円)については、平成29年度における旧年金給付のための農業者年金記録管理システムにかかる経費の一部に充当した。</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価：b</p> <p>前期中期目標期間から繰り越した貸付金等債権が当期に償還されたことによる現預金について、計画どおり、定められた経費の一部に充当したことから、b評価とした。</p> <p>(評価区分)</p> <p>b：積立金の処分は適切である d：積立金の処分は不適切である</p>	<p>評価：b</p> <p><評価に至った理由></p> <p>左記のとおり、認められる。</p>	